

第4次 砺波市地域福祉計画 (案)

<令和8年度～令和12年度>

～互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり～
(地域共生社会の実現に向けて)



砺波市

目 次

■ 第4次砺波市地域福祉計画

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって----- | 1 |
| 1 計画策定の趣旨----- | 1 |
| 2 計画の位置付け----- | 2 |
| 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係----- | 4 |
| 4 計画期間----- | 4 |
| 5 地域福祉とは----- | 5 |
| 6 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方----- | 7 |
| 7 地域共生社会の実現に向けて----- | 8 |
| 第2章 福祉の現状と課題----- | 9 |
| 1 市の人口推移と将来推計----- | 9 |
| 2 人口構造の変化----- | 10 |
| 3 福祉関係の現状----- | 13 |
| 4 第3次計画の評価と課題----- | 18 |
| 5 市民アンケート・地域福祉懇談会から見える地域課題----- | 25 |
| 6 計画策定に向けた課題の整理----- | 26 |
| 第3章 地域福祉計画の基本理念と基本目標----- | 27 |
| 1 地域福祉計画の基本理念----- | 27 |
| 2 S D G sとの関係----- | 28 |
| 3 地域福祉計画の基本目標----- | 29 |
| 第4章 目標を達成するための施策の展開----- | 31 |
| 1 基本目標1 住民主体の地域づくり----- | 31 |
| 2 基本目標2 みんなで支える地域づくり----- | 37 |
| 3 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり----- | 43 |
| 第5章 成年後見制度の利用促進 | |
| 「成年後見制度利用促進基本計画」----- | 51 |
| 1 成年後見制度とは----- | 51 |
| 2 計画策定の趣旨----- | 51 |
| 3 計画を達成するための施策の展開----- | 51 |
| 第6章 再犯防止等の推進 | |
| 「再犯防止推進計画」----- | 54 |
| 1 計画策定の趣旨----- | 54 |
| 2 国の第2次再犯防止推進計画の重点課題----- | 54 |
| 3 計画を達成するための施策の展開----- | 55 |
| 第7章 計画の推進----- | 58 |
| 1 計画の推進体制----- | 58 |
| 2 計画の広報----- | 58 |
| 3 計画の進捗管理----- | 58 |

| | | |
|-------|------------------------|----|
| 資料 | ----- | 59 |
| (資料1) | 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況----- | 59 |
| (資料2) | 砺波市福祉計画策定の経過----- | 60 |
| (資料3) | 砺波市福祉計画策定委員等名簿----- | 61 |
| (資料4) | 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱----- | 63 |

<参考資料>

| | |
|-----------------------------|----|
| 砺波市・砺波市社会福祉協議会関連事業等の説明----- | 64 |
| 市民アンケート結果----- | 66 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

全国的に、少子高齢化や人口減少の進行、新型コロナウィルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等により、単身世帯や核家族化による地域における人間関係の希薄化が進み、これまでの地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足から、相互扶助の仕組みも弱くなっています。

国においては、このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、お互いに支えあい、地域を共につくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備が重要となっています。

本市においても、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、単身世帯といった世帯人員数の減少により、地域のつながりが希薄化して、社会的な孤立が問題となっているところです。

さらに、生活困窮、子どもの困窮問題、ヤングケアラー、ひきこもりの増加と高齢化が重なり、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、子育てと老親の介護を同時期に行う「ダブルケア」など、世代を超えた複雑多岐な生活課題、制度の狭間にある地域福祉の課題への対応が求められています。

このためには、「支え手側」「受け手側」といった固定された役割意識を超え、地域づくりを、市民一人ひとりが「我が事」として捉えられ、誰一人取り残さない重層的な体制づくりを目指す必要があります。

第3次地域福祉計画が令和7年度をもって終了することから、これらの状況を踏まえつつ、これまでの市や地域の取組を土台とし、新たに本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市の最上位計画である「第2次砺波市総合計画」の将来像である「もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”」に即し、福祉分野の総合的な計画として位置づけています。

また、高齢者福祉、障がい者福祉、こども支援、健康・医療等の各個別計画と連携を図り地域課題に取り組むための共通の方向性を示します。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を含有し、権利擁護の促進と再犯防止の推進に向け、総合的に取り組んでいくものです。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

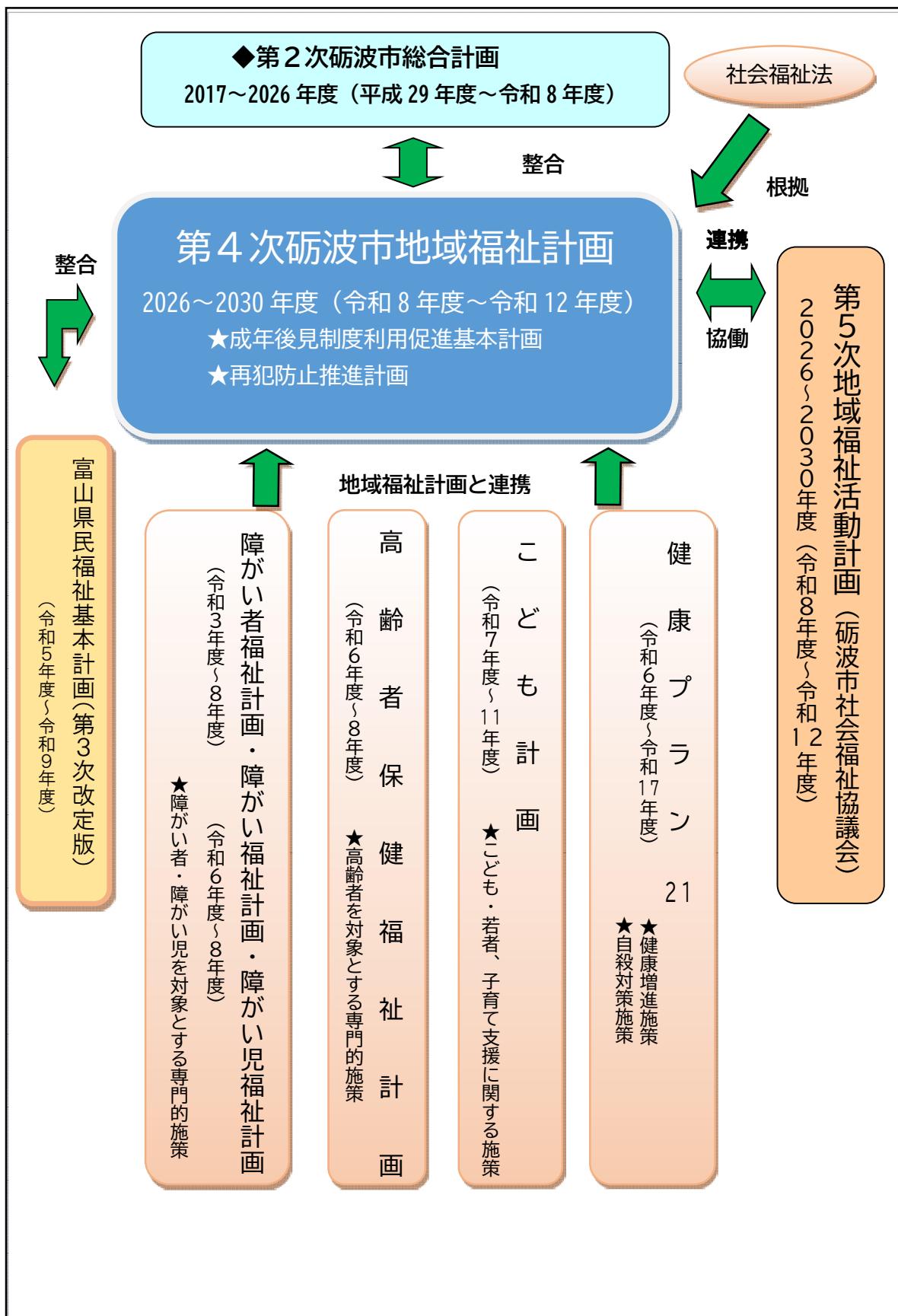
第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

本市が策定する「地域福祉計画」は、市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けて目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。

一方、砺波市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」は、市が策定する「地域福祉計画」のアクションプランに位置付けられ、市全体の地域福祉を推進する事業運営に関して、市民一人ひとりの参加で“地域福祉”を計画的に推進していくための行動計画として定めるものです。

このように、市と市社協は車の両輪のような関係にあることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、共に連携を図りながら計画を推進していきます。

4 計画期間

第4次地域福祉計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間を見直します。

また、地域社会を取り巻く環境の変化や市民ニーズに対応した計画の推進を図るため、本計画の策定委員による計画の評価を毎年実施します。

◆◆ 地域福祉計画と関連計画の計画期間 ◆◆

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|---------------|------------|----|-----|-----|----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 総合計画 | 第2次砺波市総合計画 | | | | | 第3次砺波市総合計画 | | | | |
| 地域福祉計画 | 第3次 | | | 第4次 | | | | | | |
| 高齢者保健福祉計画 | 第8期 | | 第9期 | | | 第10期 | | | | |
| 障がい者福祉計画 | 第3次 | | | 第4次 | | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第6期 | | 第7期 | | | 第8期 | | | | |
| 障がい児福祉計画 | 第2期 | | 第3期 | | | 第4期 | | | | |
| こども計画 | | | 第1期 | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 5か年 | | | | | | | | | |
| 健康プラン21 | 第2次 | | 第3次 | | | | | | | |
| 自殺対策計画 | 5か年 | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|-----|-----|--|
| 【市社協】 地域福祉活動計画 | 第4次 | 第5次 | |
|-------------------|-----|-----|--|

5 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会全体で市民の福祉を支えることです。

「住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けたい・・・」みんなの願いです。そのために、まず、自分でできることは何でしょうか？家族できることは何でしょうか？

また、近所の人や市民が、共に支えあい助けあいながら行えることは何でしょうか？

地域福祉の推進には、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割分担と、相互の連携によって取り組むことが重要です。

◆◆ 地域を支える「自助、互助、共助、公助」の役割 ◆◆

| | |
|---------------------------------|--|
| 自助 市民一人ひとり の心がけ、取組 | <p>市民一人ひとりの自立。</p> <p>「自助」は、自分の身の回りのことは自分でできる範囲で努力することです。</p> <p>市民は福祉サービスの「受け手」としてだけではなく、自らが地域福祉の「担い手」であるという認識を持ち、生活課題の解決に向けて、自分でできることを主体的に行うことが大事です。</p> <p>例えば、健康管理のために健康診断を受けることや、介護予防のための日常の運動、防災対策のため防災グッズを備蓄したりすることなどが自助の取組です。</p> <p>まずは、自分自身でできることを最大限に行い、自立した生活を維持する努力が大切です。</p> |
| 互助 地域全体の取組 | <p>地域で暮らしていくためには、「自助」だけでは安心した生活を送ることは困難です。家族や友人、地域社会で、互いに助けあうことで、自助だけでは対応できない部分を補います。</p> <p>「互助」は費用負担を伴わない、自発的な支えあいが特徴です。例えば、ゴミ拾いなどのボランティア活動や祭りの手伝いなどの地域活動などを通して、地域住民同士がお互いに助けあうことが互助の活動です。特別なことではなく、日々の生活の中でできることを地域の一員として、「お互い様」の気持ちを持って、積極的に実践することが大切です。</p> <p>地域全体で、地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、より良い地域社会を築いていきます。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| 共助 制度化された 相互扶助 | 「共助」は、介護保険や社会保険など、制度に基づいて行われる、リスクを共有する仲間（被保険者）同士の支えあいです。 保険料を出しあい、リスクを共有することで、必要な人が必要な時に給付を受けられる仕組みです。互助だけでは対応できない部分を補います。 例えば、医療保険、年金、介護保険、社会保険制度などが共助にあたります。 |
| 公助 行政の取組 | 「公助」は、法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスです。公的機関が、自助、互助、共助だけでは対応できない部分を支援することで、社会全体を支えます。 自分自身や家族、地域でも解決できない場合は、市役所や公的サービス等を活用し、課題解決を図りましょう。 自助、互助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで、安心した生活を送ることができます。 市民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うことが重要です。 |

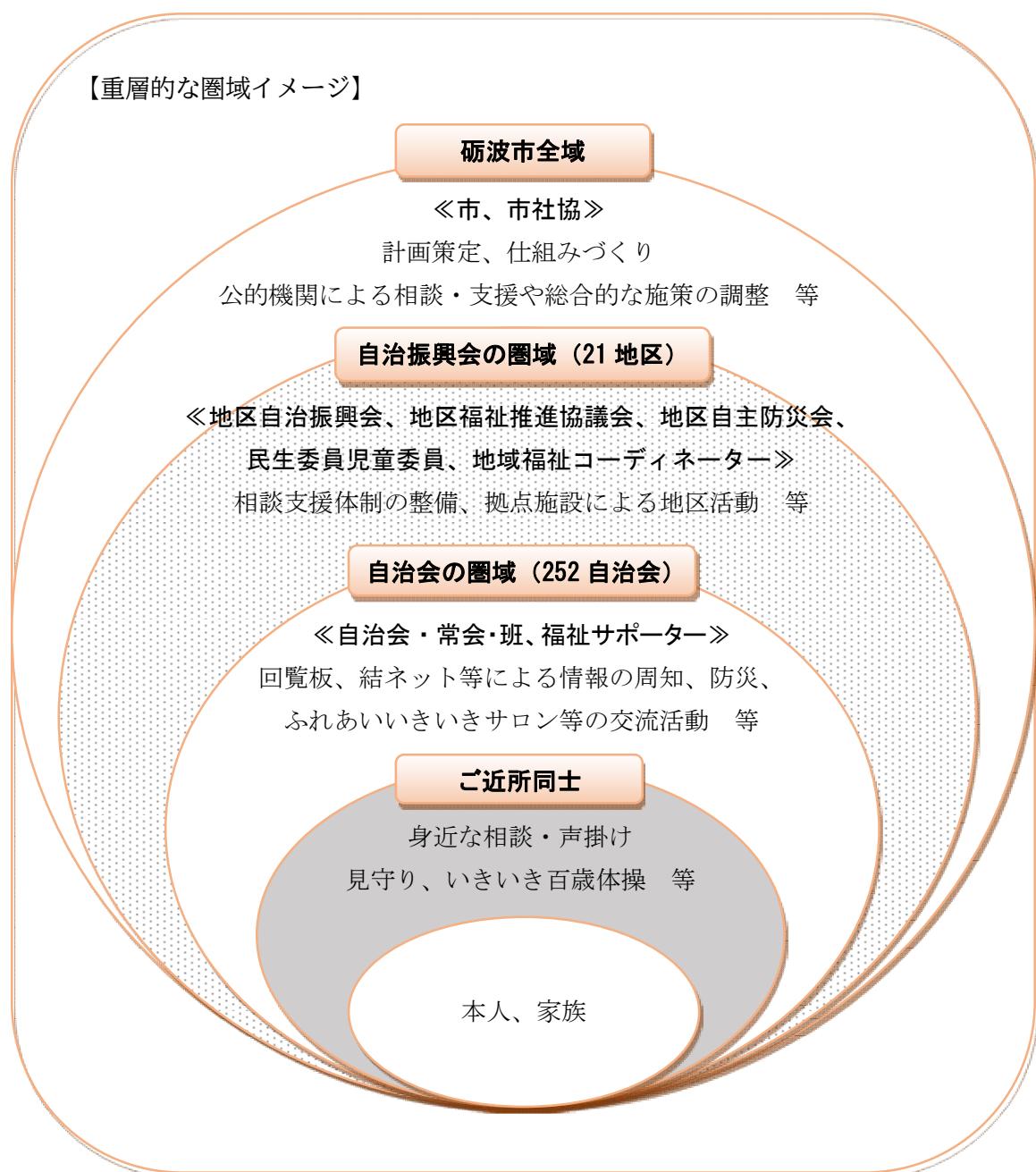
6 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方

ご近所同士や自治会等、小さな圏域では、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等迅速な対応が可能になります。

また、市内21地区にある自治振興会の圏域では、地区福祉推進協議会（以下「地区福祉推進協」という。）や自主防災会、民生委員児童委員等が、地域で共通する課題を把握し、それぞれの立場で地域課題の解決に向けた役割を担うことが可能になります。

そして、市全域では、市と市社協が連携し、自治振興会の圏域での活動支援や、施策の調整等を行うことで、それぞれの圏域が、圏域としての役割と機能を発揮しながら地域福祉を推進します。

◆◆ 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の概念図 ◆◆ （令和7年4月現在）



7 地域共生社会の実現に向けて

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていく社会です。

また、地域のつながりが弱まりつつある中「他人事」になりがちな地域課題に対し、「我が事」として取り組んでいくける仕組みづくりを目指すものです。

さらに、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例を関係機関につなぎ、連携し、課題を解きほぐし、役割分担を図り、各支援機関が共に円滑に支援できるような体制づくりが必要です。

福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めることは、地域共生社会の実現にあたり、とても重要です。



第2章

福祉の現状と課題

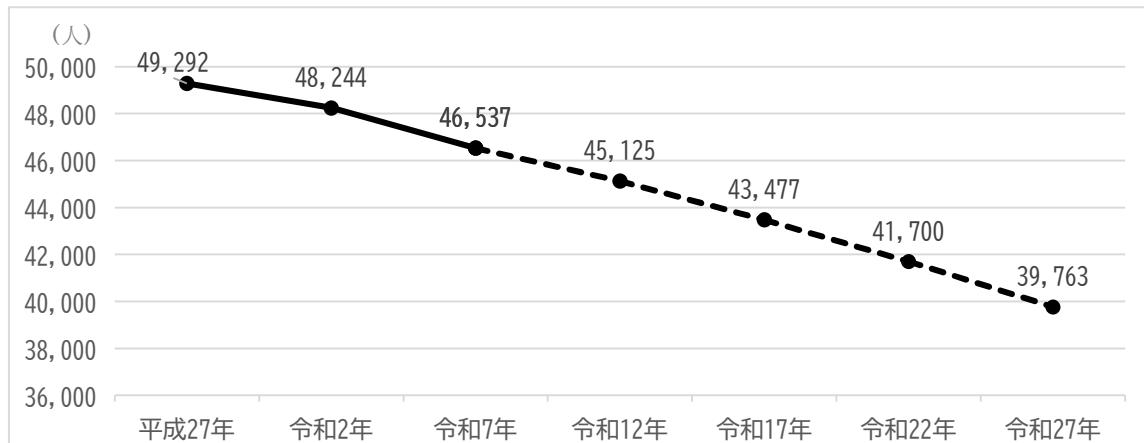
1 市の人口推移と将来推計

本市の人口は、令和7年4月1日現在46,537人で、過去数年は減少傾向にあり、今後さらに減少していくと予想しています。

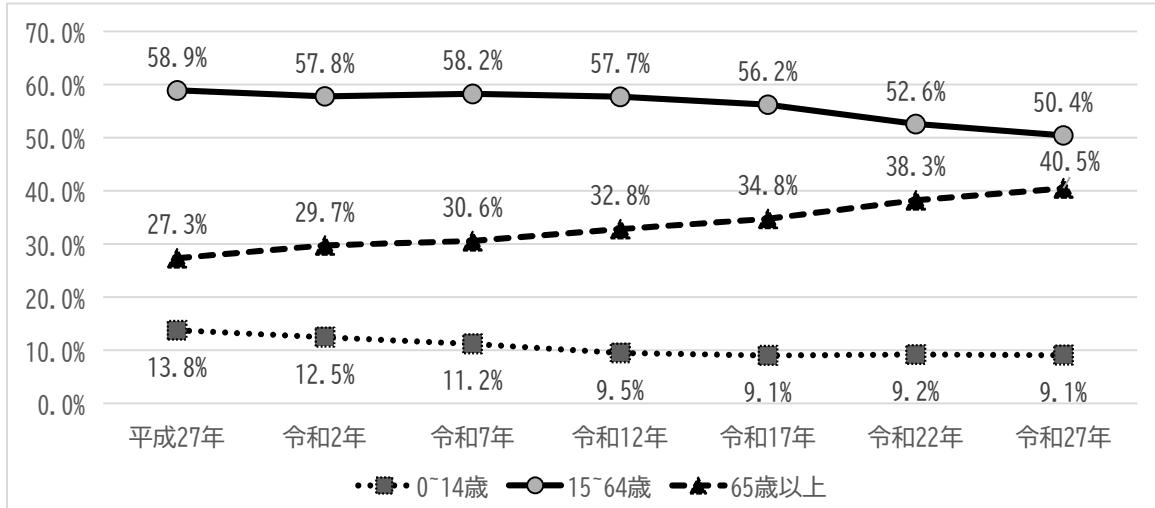
また、年齢別の構成では、65歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあり、令和27年では40.5%、市民の約2.5人に1人が高齢者になると予想されます。

一方で、15歳～64歳の生産年齢人口は年々減少し、経済や社会保障制度への影響、地域の担い手不足によりコミュニティの低下が懸念されます。

■将来人口の推計



■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日（平成27年～令和7年）

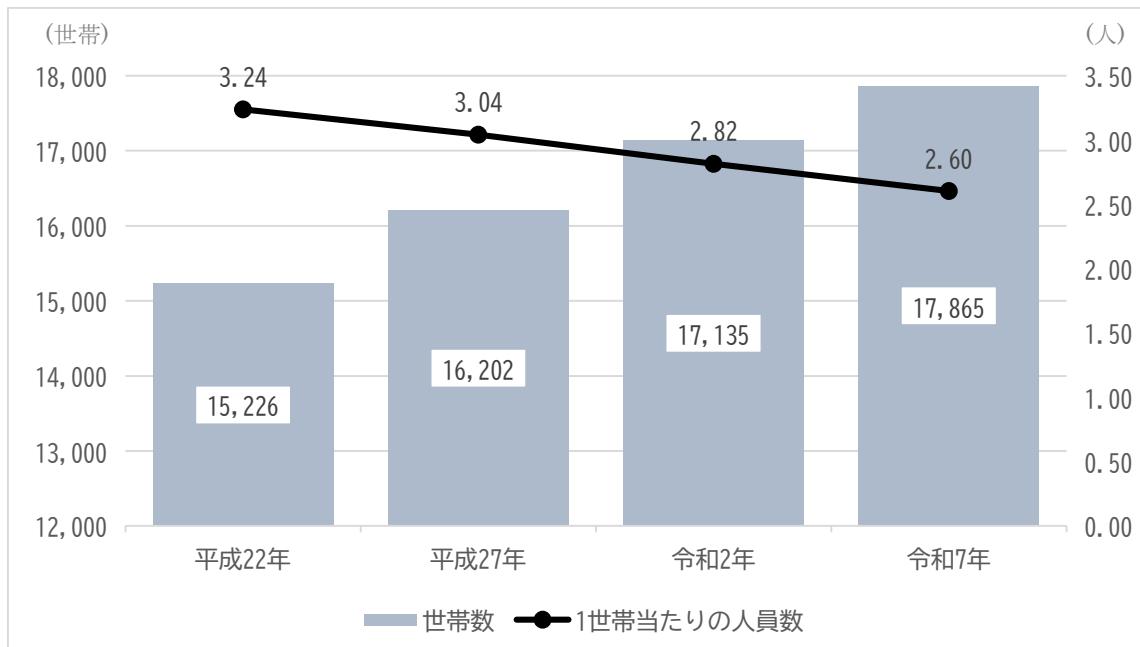
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位 仮定による推計結果

※平成25年から外国人を含む

2 人口構造の変化

(1) 世帯数と1世帯当たりの人員数の推移

本市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化や少子化の影響であると考えられます。



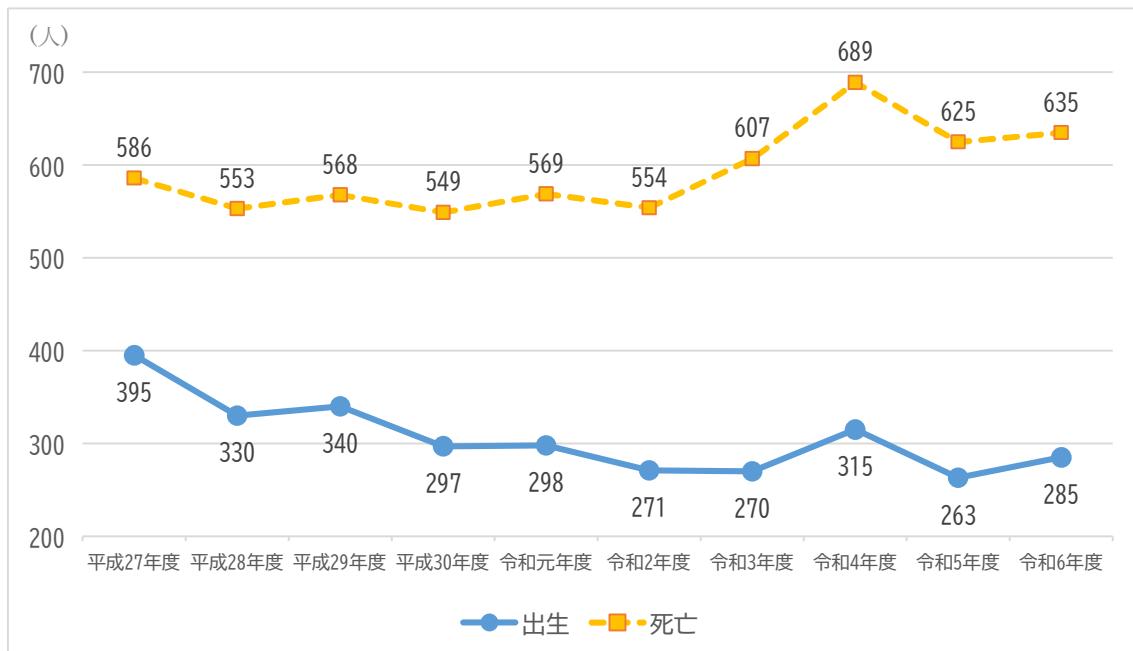
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在
(平成22年～令和7年)
※平成25年から外国人を含む

(2) 人口動態の推移

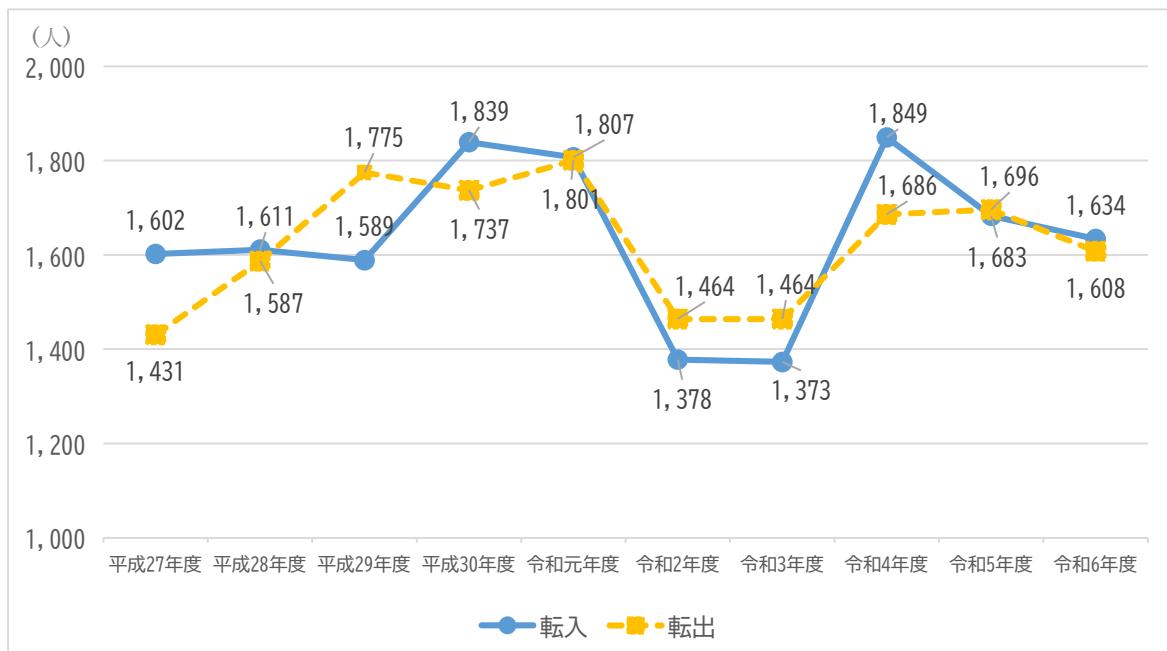
本市の死亡数は増加傾向にあり、出生数は減少傾向にあることから、自然動態のマイナスが続いていることから、人口減少が大きな課題です。

また、社会動態では、転入と転出が拮抗しており、大きな変動は見られません。

■出生数と死亡数の推移



■転入者と転出者の推移



資料：市民課 各年 4月 1日～3月 31日

(3)地区別人口の推移

地区別人口の推移では、人口が増加しているのは出町地区と林地区と油田地区のみで、特に庄東地域（般若地区、東般若地区、梅檀野地区、梅檀山地区）及び庄川地域（東山見地区、青島地区、雄神地区、種田地区）では人口減少が顕著であり、併せて65歳以上の高齢化率も高くなっています。

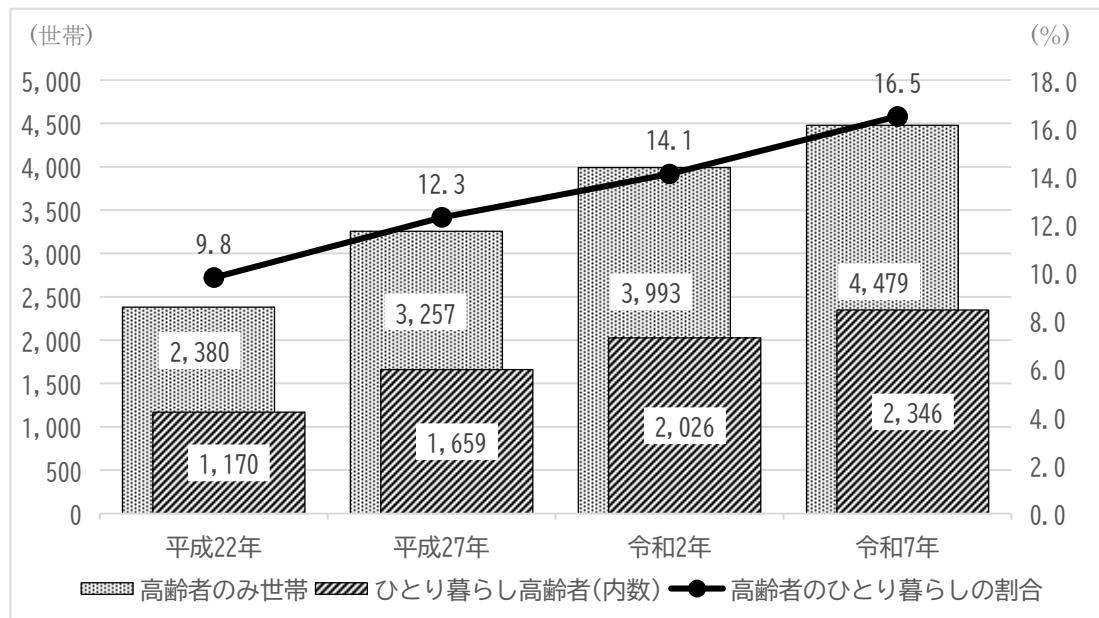
| | 人口 | | 65歳以上人口(割合) | | 人口 増減率 | 65歳以上 人口 増減率 |
|-----|--------|--------|----------------|----------------|-----------|--------------------|
| | 令和2年 | 令和7年 | 令和2年 | 令和7年 | | |
| 市全域 | 48,244 | 46,537 | 14,348 (29.7%) | 14,224 (30.6%) | ▲3.5% | ▲0.9% |
| 出町 | 8,929 | 9,151 | 2,269 (25.4%) | 2,255 (24.6%) | 2.5% | ▲0.6% |
| 庄下 | 2,393 | 2,220 | 634 (26.5%) | 632 (28.5%) | ▲7.2% | ▲0.3% |
| 中野 | 1,677 | 1,566 | 490 (29.2%) | 484 (30.9%) | ▲6.6% | ▲1.2% |
| 五鹿屋 | 2,129 | 2,009 | 568 (26.7%) | 578 (28.8%) | ▲5.6% | 1.8% |
| 東野尻 | 1,977 | 1,868 | 604 (30.6%) | 598 (32.0%) | ▲5.5% | ▲1.0% |
| 鷹栖 | 2,845 | 2,688 | 867 (30.5%) | 853 (31.7%) | ▲5.5% | ▲1.6% |
| 若林 | 743 | 653 | 292 (39.3%) | 295 (45.2%) | ▲12.1% | 1.0% |
| 林 | 4,488 | 4,572 | 1,093 (24.4%) | 1,133 (24.8%) | 1.9% | 3.7% |
| 高波 | 1,400 | 1,281 | 497 (35.5%) | 495 (38.6%) | ▲8.5% | ▲0.4% |
| 油田 | 4,805 | 5,134 | 1,278 (26.6%) | 1,310 (25.5%) | 6.8% | 2.5% |
| 南般若 | 2,751 | 2,563 | 661 (24.0%) | 711 (27.7%) | ▲6.8% | 7.6% |
| 柳瀬 | 2,148 | 2,002 | 511 (23.8%) | 499 (24.9%) | ▲6.8% | ▲2.3% |
| 太田 | 1,533 | 1,444 | 507 (33.1%) | 504 (34.9%) | ▲5.8% | ▲0.6% |
| 般若 | 1,750 | 1,675 | 700 (40.0%) | 685 (40.9%) | ▲4.3% | ▲2.1% |
| 東般若 | 1,341 | 1,240 | 465 (34.7%) | 468 (37.7%) | ▲7.5% | 0.6% |
| 梅檀野 | 1,147 | 996 | 482 (42.0%) | 455 (45.7%) | ▲13.2% | ▲5.6% |
| 梅檀山 | 399 | 327 | 206 (51.6%) | 177 (54.1%) | ▲18.0% | ▲14.1% |
| 東山見 | 1,907 | 1,692 | 776 (40.7%) | 731 (43.2%) | ▲11.3% | ▲5.8% |
| 青島 | 1,988 | 1,770 | 751 (37.8%) | 694 (39.2%) | ▲11.0% | ▲7.6% |
| 雄神 | 801 | 682 | 331 (41.3%) | 296 (43.4%) | ▲14.9% | ▲10.6% |
| 種田 | 1,093 | 1,004 | 366 (33.5%) | 371 (37.0%) | ▲8.1% | 1.4% |

資料：住民基本台帳 各年4月1日

3 福祉関係の現状

(1) 高齢者のみ、ひとり暮らし高齢者世帯の状況

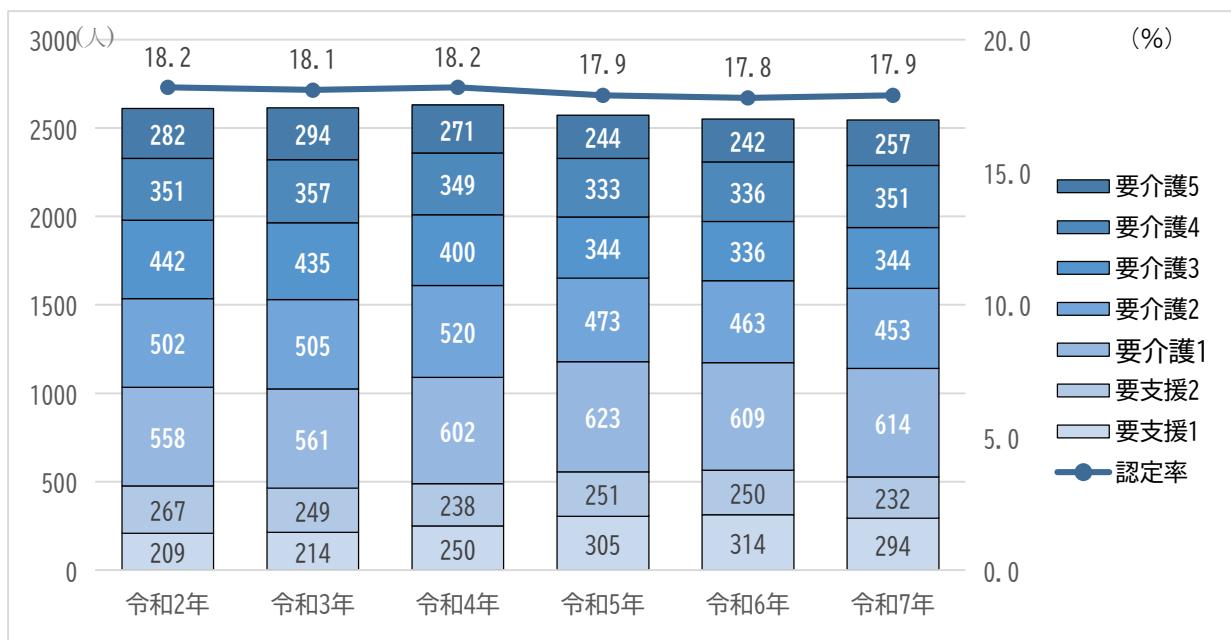
平成22年以降の15年間で、本市の高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は、共に約2倍に増加しており、地域での見守り体制が重要です。



資料：住民基本台帳 各年4月1日
(平成22年～令和7年)
※平成25年から外国人を含む

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護認定者及び認定率は微減している一方、要支援者や要介護1の介護度の軽い方の割合は増加しています。今後もこのような状況を維持できるよう、介護予防事業の充実が必要です。

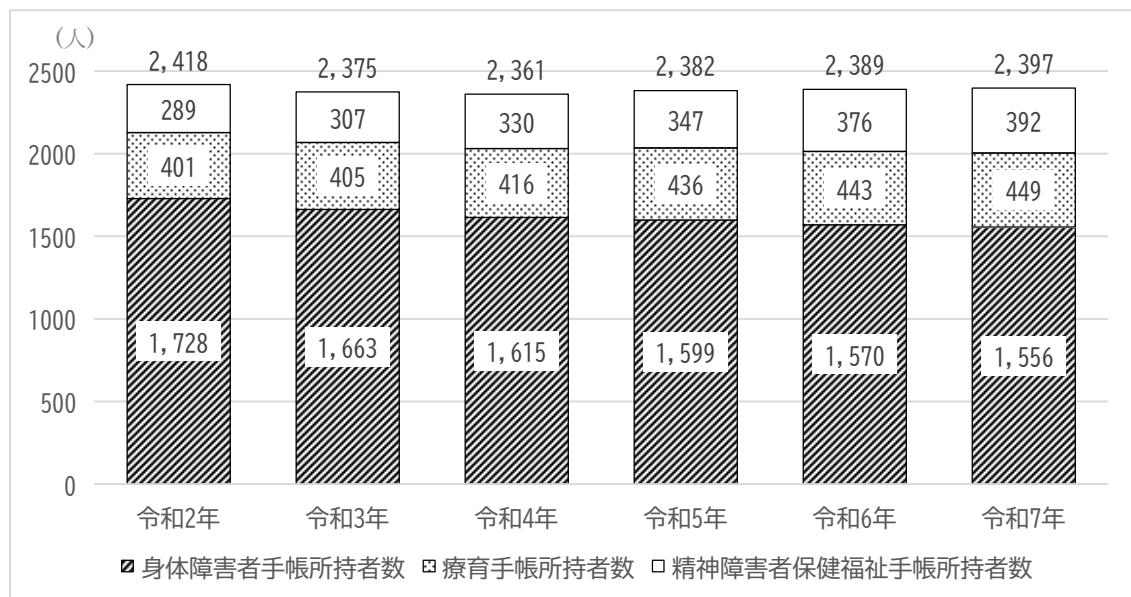


資料：高齢介護課 各年 3月 31日現在

(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳等所持者数は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者が増加傾向にあります。

障がいがあっても、安心して生活できる支援体制が必要です。



資料：社会福祉課 各年 4月 1日現在

(4) ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、増加傾向にあります。今後も安心して子育てができる体制が求められます。

| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満の子どもがいる世帯 | 5,020 | 4,978 | 4,706 | 4,260 |
| ひとり親世帯 | 169 | 355 | 324 | 314 |
| うち母子世帯 | 150 | 302 | 273 | 268 |
| うち父子世帯 | 19 | 53 | 51 | 46 |
| 18歳未満の子どもがいる世帯数 に占めるひとり親世帯の割合 | 3.4% | 7.1% | 6.9% | 7.4% |

資料：国勢調査

(5) 被保護世帯の推移

生活保護受給者は、ほぼ横ばいで推移しています。各世帯の状況にあった、自立支援や適切な生活支援が求められます。

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 保護世帯 | 48 | 45 | 40 | 41 | 39 | 42 |
| 保護人員 | 52 | 50 | 46 | 45 | 41 | 44 |

資料：社会福祉課 各年4月1日

(6) 生活困窮者の推移

生活保護の前段階のセーフティネットとして、平成27年度から、生活困窮者自立支援事業が開始されました。今後も、就労支援や、専門員との相談体制の充実が求められます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立相談支援事業の 新規相談件数 | 78 | 61 | 50 | 78 | 44 |
| 支援プラン作成件数 | 8 | 5 | 2 | 10 | 6 |
| 住居確保給付金支給者数 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |

資料：社会福祉課 各年度3月末現在

(7) DV相談件数の推移

DV（配偶者による暴力など）の相談件数は、ほぼ横ばいです。今後も、安心して相談ができる体制の確保が必要です。

(単位：延べ件数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 女性弁護士相談 (月1回) | 40 | 36 | 38 | 38 | 42 |
| 悩み相談(月2回) | 49 | 51 | 57 | 48 | 61 |
| うちDV相談 | 28 | 32 | 24 | 27 | 34 |
| DV相談ダイヤル (直通専用電話) | 7 | 0 | 2 | 5 | 4 |
| DV窓口相談件数 | 28 | 21 | 26 | 45 | 24 |
| 合計 | 124 | 108 | 123 | 136 | 131 |

資料：こども課 各年度3月末現在

(8) 高齢者、障がい者の虐待相談件数の推移

近年、高齢者等の虐待相談件数が増加しています。高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」等への取組が必要です。

(単位：件数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者虐待相談件数 | 147 | 109 | 66 | 136 | 192 |
| 障がい者虐待相談件数 | 2 | 2 | 0 | 4 | 4 |
| 合計 | 149 | 111 | 66 | 140 | 196 |

資料：社会福祉課、地域包括支援センター 各年度3月末現在

(9) 放課後児童クラブの登録人数

児童が減少しているなか、放課後児童クラブの登録人数は横ばいとなっています。今後も、仕事と子育てが両立できる「ワーク・ライフ・バランス」のための支援が必要です。

(単位：人)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|----|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|
| | 登録人数 | 4年生以上 (内数) |
| 出町 | 42 | 0 | 50 | 0 | 63 | 0 | 64 | 0 | 69 | 0 |
| 庄南 | 55 | 13 | 49 | 14 | 51 | 11 | 55 | 11 | 55 | 0 |
| 東部 | 129 | 8 | 116 | 0 | 130 | 19 | 125 | 19 | 145 | 24 |
| 南部 | 51 | 4 | 44 | 3 | 47 | 4 | 45 | 1 | 51 | 0 |
| 北部 | 119 | 21 | 112 | 15 | 120 | 9 | 118 | 9 | 95 | 0 |
| 庄東 | 44 | 7 | 43 | 14 | 46 | 16 | 41 | 15 | 44 | 11 |
| 鷹栖 | 63 | 19 | 63 | 18 | 66 | 19 | 72 | 20 | 52 | 15 |
| 庄川 | 46 | 8 | 38 | 5 | 40 | 6 | 30 | 5 | 34 | 9 |
| 計 | 549 | 80 | 515 | 69 | 563 | 84 | 550 | 80 | 545 | 59 |

資料：こども課

(10) 子育て支援センターの利用者数

市内9か所に子育て支援センターが設置されています。引き続き、子育てに関する相談や助言、情報提供ができる体制が必要です。

(単位：人)

| 支援センター | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 北部 | 2,399 | 2,570 | 1,840 | 2,062 | 2,292 |
| 太田 | 2,981 | 1,914 | 1,983 | 3,706 | 4,604 |
| 出町 | 3,327 | 2,331 | 2,966 | 3,694 | 2,870 |
| 南部 | 1,205 | 1,125 | 1,039 | 2,645 | 3,171 |
| 庄川 | 2,319 | 3,107 | 1,134 | — | — |
| 東般若保育園 | 2,191 | 1,344 | 1,596 | 1,908 | — |
| ちゅうりっぷ | 2,423 | 3,687 | 3,674 | 4,795 | 4,627 |
| あぶらでん | 3,433 | 2,784 | 2,771 | 1,871 | 1,957 |
| たかのす | — | — | 719 | 725 | 860 |
| しょうがわ | — | — | — | 608 | 669 |
| 庄東 | — | — | — | — | 1,363 |
| 計 | 20,278 | 18,862 | 17,722 | 22,014 | 22,413 |

資料：こども課

4 第3次計画の評価と課題

第3次計画では「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり」を基本理念として、3つの基本目標を立て、12の施策・事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

併せて、計画の進行管理や評価を行う評価委員会において、その達成状況を確認し、項目別に評価と課題を整理しました。

■砺波市福祉計画評価委員会の開催状況

- | | |
|------------------|------------------|
| ・令和3年度 令和4年6月 2日 | ・令和4年度 令和5年6月29日 |
| ・令和5年度 令和6年7月11日 | ・令和6年度 令和7年6月19日 |

1 基本目標1 住民主体の地域づくり

1-(1) 組織の充実と地域福祉意識の醸成

①市社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援【重点取組①】

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・市と市社協との連携を密にし、地域福祉の推進を担うとともに、活動計画に基づく諸施策に対し積極的に支援した。 ・職員の人事交流の継続や、民生委員児童委員協議会の6ブロック協議会へともに参加し、情報共有に努めた。 ・市社協の働きかけにより、全地区で地域福祉懇談会を開催し、各地域の課題把握に努めた。また、地域福祉懇談会などに積極的に参加し地区福祉推進協との連携を図った。 ・「砺波型福祉のまちづくり事業」では、地域内の課題解決が図られ、地域福祉の向上に寄与した。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの結果や地域福祉懇談会等の意見では、市社協の事業内容などを知らないといった声もあり、今後も広報活動の強化や地域に出向き、顔の見える市社協の組織及び機能の強化が求められる。 ・今後も市社協や地区福祉推進協との情報共有を図り、各種事業を実施していく必要がある。 |

②地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進【重点取組②】

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生、高校生、市民、企業を対象に、認知症サポーター養成講座等を開催するなど、福祉教育の推進を図った。 ・地域福祉の各種情報について、広報紙やホームページ、SNS等を活用して、情報発信に努めた。（企画政策課・社会福祉課） |
|----|--|

| | |
|----|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校、企業等への認知症サポーター養成講座の実施が少ないため、実施への働きかけが必要である。 ・関係部署の連携を強化し、広報紙やホームページとともに、SNS等を積極的に活用した幅広い世代への周知が必要である。 |
|----|---|

1 – (2) 活動の中心となる担い手の育成

③民生委員児童委員活動の支援と福祉サポーターの育成

| | |
|----|---|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容が複雑化していることから、令和7年度に委員を1名増員し、支援体制の強化を図った。また、令和7年11月に委員の一斉改選を実施し、全委員111名を委嘱した。 ・広報紙及びホームページにおいて、民生委員児童委員週間に合わせて、街頭啓発を実施したほか、民生委員児童委員の活動を周知した。 ・社会福祉課や地域包括支援センターの職員、市社協が地区民児協定例会等へ出席することで、地区課題等の情報共有を図ることができ、困難ケースへの対応にもつながった。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の確保が困難になっていることから、引き続き、市と市社協が連携を図り、複数体制で支援していく必要がある。 ・支援内容の複雑化により、民生委員児童委員の負担が大きくなっていることから、地域福祉コーディネーターや福祉サポーター等との連携によるサポート体制の充実が必要である。 ・高齢者の困難ケースに関し、民生委員児童委員協議会と市との連携体制は充実してきたが、ケースに関わるケアマネジャーと担当民生委員児童委員との情報共有が十分でない場合がある。互いに顔の見える関係づくり、ケアマネジャー等が地域へ参画できる地域ケア会議等の開催により、関係性の構築が必要である。 |

④福祉活動の担い手の育成と掘り起こし

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生、高校生、市民、企業を対象に、認知症サポーター養成講座等を実施し、福祉教育の推進を図った。また、学びを地域での実践につなぐためのステップアップ講座の実施にも取り組んだ。 ・関係団体や市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施し、人材の育成を図った。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校での認知症サポーター養成講座の実施が少ないため、実施に向けた働きかけが必要である。 ・ゲートキーパーの役割を担う人材は今後も重要であり、引き続き養成講座を開催していく必要がある。 |

2 基本目標2 みんなで支える地域づくり

2-(1) ボランティア活動の推進

⑤ボランティア活動の推進及び見直し

| | |
|----|---|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> シニア元気あっぷポイント事業を活用し、ボランティア活動の活性化と推進に努めた。 ボランティア事業について、広報紙、「社協だより」、ホームページや市公式X（旧Twitter）等で情報発信を行った。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート結果に「ボランティア活動情報をほとんど入手できない」との意見があったことから、様々な世代が情報を得られる仕組みづくりが必要である。またボランティアに興味が持てない等の課題について、検討していく必要がある。 広報紙やホームページ、SNS等から積極的に情報収集をされない方に対しても情報が届くように、地域に出向いての情報発信等、情報弱者に対する発信方法の工夫や配慮が求められる。 |

2-(2) 地域における絆の強化

⑥地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> 三世代同居推進事業「三世代交流ふれあい事業」の助成を行い、昔ながらの遊びやレクリエーションを通じ世代間交流への支援を図った。 これまでの「福祉センター」を全世代で交流できる「多世代交流施設」と位置づけ、交流の拠点となるよう支援した。 「ふれあい・いきいきサロン事業」について、市社協へ事業を委託し、地域の交流の場として充実を図った。 いきいき百歳体操の新規グループの立ち上げや継続的な支援を実施し、「いきいき百歳体操チャレンジ事業」にも取り組み、地域の交流の場を活用した地域住民同士での支えあいを図るとともに、フレイル予防への取組を支援した。 市内で、フードバンクの設立や「こども食堂」の取組が始まり、地域からの支援体制が進んだ。 地域食堂や地域カフェなどの「人と人のつながり」を深め、居場所づくりの取組が進んだ。 |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・三世代交流ふれあい事業補助金を活用せずに交流イベント等を実施されているケースが多くあると思われることから、補助制度の周知が課題となっている。今後、広報紙や市ホームページでの情報発信を強化し、引き続き、補助制度の普及啓発に努める。 ・ふれあいいきいきサロンの担い手不足や担い手の負担軽減のための対策が必要である。 ・地域福祉懇談会等の意見から、ふれあいいきいきサロン参加メンバー固定化の問題が指摘されており、新規の人でも参加しやすい工夫が求められる。 ・地域での世代間交流や、障がいのある人も参加しやすい交流の場が必要である。 |
|----|--|

⑦地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充【重点取組③】

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム、ほっとなみ見守りシールの紹介や認知症高齢者等見守り訓練の中で、見守りシールの体験等を実施し、事業の周知を図った。 ・地域と協力し、認知症みまもり模擬訓練を実施し、地域での支えあい体制の強化と徘徊に対する理解を深めることができた。 ・ほっとなみカフェを開催し、地域の中で悩みを相談したり、仲間同士での交流を行うことで、認知症を発症しても安心して生活できる地域づくりにつなげた。 ・普段からの見守り体制を推進するため、「ケアネット活動」の取組を継続した。 ・高齢者の介護予防や外出・移動支援を図るため、「高齢者おでかけ支援券交付事業」を実施した。従来の「高齢者福祉施設等利用券配布事業」から、利用できる施設等を増やして、サービスの拡充を図った。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとなみ見守りシールについて、事業の周知に努めたことで、登録者は増加傾向にあるが、QRコードを読み取りした件数は少なく、周知が不十分である。スマートフォンを使用している若い世代に、ほっとなみ見守りシールの存在を周知することが課題である。今後、認知症みまもり模擬訓練等の際に、地域の協力を得て、SOS緊急ダイヤルシステムや見守りシールの普及啓発を行う必要がある。 ・認知症みまもり模擬訓練は、未実施の地区もあるため、今後さらなる周知・啓発、地域との協議を継続して行っていく必要がある。 ・ほっとなみカフェについて、参加者（多世代交流施設を日頃から利用する方）が固定化しつつあり、認知症の人やその家族の参加が少ない。地域全体で認知症を正しく理解していただくためにも、幅広い年代層に参加してもらえるよう周知していく必要がある。 |

3 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

3 – (1) 相談支援体制の充実

⑧生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進【重点取組④】

| | |
|--------|--|
| 評 価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとなみ相談支援センターにおいて、生活困窮者の相談を受けるなど、相談体制の強化を図った。 ・生活が困窮している子育て家庭、障がい等により子育てに困難を抱えている家庭、ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員及び家庭児童相談員が関係機関と連携し、支援体制の強化を図った。 ・地域の子育て家庭について、家庭児童相談員等による相談対応、訪問を実施した。必要に応じて地域や他機関と連携・共働しながら対応した。 ・砺波市・小矢部市・南砺市が共同で「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」の運営支援を行うことで、障がいのある方や、支援者からの幅広い相談に対応することが可能となり、相談支援体制の強化につなげた。 |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートにおいて、悩みや不安をどこに相談してよいかわからないうとの意見が多く、更なる相談体制の充実と周知が必要である。 ・相談内容が多様化、複雑化しており、相談内容に対応できる専門職の育成と、支援機関との連携強化が必要である。 |

3 – (2) 防災、防犯、緊急時体制の整備

⑨地域と連携した防災体制の充実【重点取組⑤】

| | |
|--------|---|
| 評 価 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録制度を開始し、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力により制度が浸透してきた。地区自主防災組織や自治会等が中心となって個別支援計画の作成が進み、地域ぐるみでの体制強化が図られた。 ・避難行動要支援者登録台帳を作成し、民生委員児童委員、市社協、自主防災組織、消防関係、警察と情報共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制を整備した。 ・浸水が想定される区域、避難所、避難する際に気をつける点などをハザードマップに記載したほか、出前講座などを通じて周知を図り、防災に対する啓発に努めた。 ・市の総合防災訓練において、避難行動要支援者を想定した避難訓練を実施し、要配慮者の安全確保を図った。 ・令和6年1月能登半島地震の経験を踏まえ、自主的な避難行動要支援者訓練等が各地区で実施され、防災への意識が高まった。 |
|--------|---|

| | |
|----|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録制度の更なる周知と個別避難計画の作成促進が必要である。 ・避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者の役員交代が多いことから、引き続き、個人情報の取扱いに対する周知や十分な引継ぎ等が必要である。 ・障がいのある方（児童）や、医療的ケア児に対する対応検討が必要である。 ・避難行動要支援者の申請登録について、理解が得られるように、引き継ぎ制度の周知に努める必要がある。 |
|----|---|

3 – (3) 安心して暮らせる基盤づくり

⑩暮らしやすい生活環境の整備と既存施設や空き家の有効活用

| | |
|----|---|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合交通「チョイソコとなみ」の運行を実施した。 ・公共施設再編計画策定後、老朽化により、維持が困難な施設については、安全確保の観点から施設廃止を含め、今後のあり方を検討している。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合交通「チョイソコとなみ」について、継続的な広報活動が必要である。 ・公共施設再編計画の方向性が示され、保健施設や福祉施設、子育て支援施設等の活用について、今後、地域や市社協などと協議が必要である。 |

⑪権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実

| | |
|----|---|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設や小中学校との情報共有により、虐待の防止、早期発見に努めた。 ・各地区推進活動でDV防止啓発活動を実施した。また、パープルリボン（女性への暴力根絶）運動を実施し、市民等へ広く周知を行った。 ・人権週間に合わせて、街頭啓発や人権教室を実施した。 ・成年後見制度や高齢者虐待等について関係課と連携し、相談支援を行った。 ・呉西地区成年後見センターと連携し、市民後見人養成講座を実施し、市民後見人バンクの登録を推進した。 ・「砺波市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を開催し、高齢者及び障がいのある人への虐待の防止、虐待を受けた高齢者及び障がいのある人の保護、養護者に対する適切な支援について、関係機関と情報共有を図った。 |
|----|---|

| | |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権を侵害するあらゆる暴力を許さない社会環境の醸成と発生防止に向けた意識啓発の推進が必要である。 ・人権尊重の理解が深まるよう、実施している普及啓発活動を継続とともに、より一層の関係諸機関との連携が必要である。 ・成年後見制度や高齢者虐待防止の周知が必要である。 ・虐待情報等について、関係諸機関とできるだけ速やかに、情報共有する必要がある。 ・進級や進学による教諭間の情報の引継ぎが十分に行われないケースがある。 ・地域において市民後見人の活動を支援する体制の整備が必要である。 |
|----|--|

⑫地域包括ケアシステムの推進

| | |
|----|--|
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師会、歯科医師会、厚生センター、市立砺波総合病院、市社協等と連携し、在宅医療介護支援巡回講座・在宅医療支援講座・多職種連携研修を実施し、連携を図った。 ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症高齢者等みまもり模擬訓練や認知症サポーター養成講座を実施し、地域との連携を図った。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療や介護、看取りやACP(※)等について地域住民へ広く啓発していく必要があるが、講座を行っても参加者が少ないとから、講座の形式や周知方法について検討する必要がある。 ・認知症みまもり模擬訓練について、未実施の地域があるため、今後も地域の方の協力を得て、実施していく必要がある。 |

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）・・・人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取組のこと

5 市民アンケート・地域福祉懇談会から見える地域課題

本計画の策定にあたっては、社会福祉法の規定により、地域住民等の意見を反映させるよう努める必要があること、また、市民の地域福祉ニーズを把握する必要があることから、市社協と連携し、次のとおり市民アンケート及び地域福祉懇談会を実施しました。

(1) 市民アンケートの実施状況

① 実施期間 令和7年3月～4月

② 部門及びサンプル数 2部門 500サンプル

●内訳

1) 一般市民向けアンケート (434サンプル)

2) 中学生・高校生等向けアンケート (66サンプル)

※アンケート結果については、参考資料参照

(2) 地域福祉懇談会の実施状況

| 年 度 | 実施地区 | 市・市社協の参加状況 |
|-------|------|------------|
| 令和3年度 | 21地区 | 18地区 |
| 令和4年度 | 21地区 | 20地区 |
| 令和5年度 | 21地区 | 21地区 |
| 令和6年度 | 21地区 | 21地区 |

6 計画策定に向けた課題の整理

第3次計画の評価と課題、本計画策定のための市民アンケート、地域福祉懇談会の分析結果をもとに総括を行いました。その結果、浮かび上がってきた課題などを次のとおり整理し、第4次計画に反映していきます。

【福祉への理解と関心】

- 市社協の活動内容をはじめ地域福祉活動全般にわたり、市民に知られていない状況がみられ、継続的な普及啓発と情報発信力の強化が必要である。
- 地域福祉の各種情報について、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、幅広い世代への周知が必要である。

【地域での交流の広がり】

- 地域でのつながりが希薄化しており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が集える機会や場所の確保が必要である。
- ふれあい・いきいきサロンにおいて、新規の人でも参加しやすい工夫が必要である。
- 地域での世代間交流や、障がいのある人も参加しやすい交流の場が必要である。

【人材の育成と掘り起こし】

- 高齢化や人口減少に伴う地域での担い手不足により、地域機能の維持が困難になっており、普段からの声かけや見守りができる人材育成が重要である。
- 民生委員児童委員への負担が大きいことから、地域福祉コーディネーターや福祉サポートの活動の支援や充実が必要である。

【地域内での連携や協力】

- 近所や地域の住民同士が助けたり助けられたりできるコミュニティ体制の充実が重要である。
- 災害時に近所や地域での助け合いを望む人が増加しており、避難行動要支援者登録制度の周知と個別支援計画作成の推進を含む地域コミュニティの醸成が必要である。

【その他】

- 外出時の移動支援の充実を希望する意見が多く、検討していく必要がある。
- 抱えている悩みや不安を、どこに相談してよいかわからないとの意見が多く、相談体制の充実と周知が必要である。
- 相談内容が多様化、複雑化しており、相談内容に対応できる専門職の育成と、支援機関との連携強化が必要である。
- 子育てに関する支援体制の充実を望む声が多く、こども計画とより連携していく必要がある。

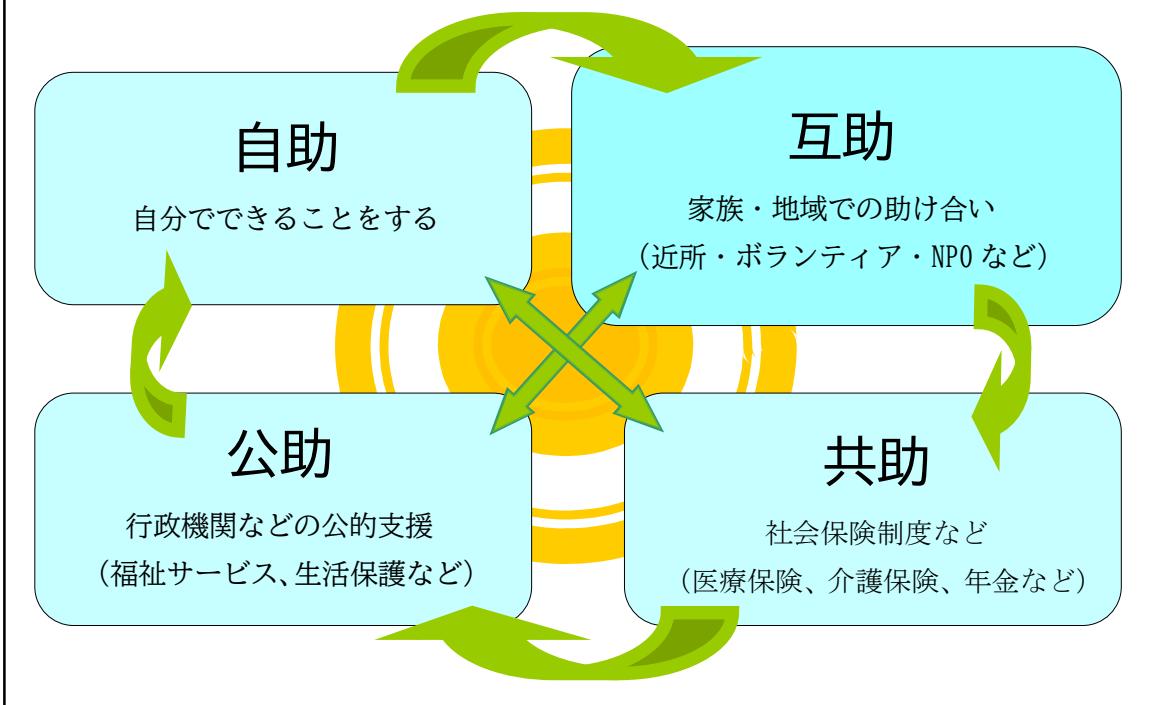
第3章

地域福祉計画の基本理念と基本目標

1 地域福祉計画の基本理念

地域における支えあい・助けあい

誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して



住み慣れた地域の中で、自分らしく生きがいをもって生活を送るためには、まず、健康に留意し、地域社会を構成する一員である自覚をもち、自らできることを実践することが大切です。

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、困窮やひきこもり等生活上の課題を抱えている様々な人が生活しています。市民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なり、日常的に生じる生活課題も複雑化・多様化しています。

このような中で、地域に暮らす幸せを実感するためには、地域の課題を自分自身のこととして捉え、多様性をお互いに認めあい、支えあう「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

そこで、本計画の基本理念については、第3次地域福祉計画と同様、市民憲章に掲げる「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり」とし、この基本理念に基づき地域福祉の推進に努めます。

■基本理念

互いに助けあい励ましあう
あたたかいまちづくり
(地域共生社会の実現に向けて)

2 SDGsとの関係

砺波市総合計画（後期）では、SDGs※の理念を施策に関連づけており、本計画においても17のゴール（目標）のうち、関連が大きい9のゴール（目標）について、各基本目標の中でアイコンとして表示しています。

■SDGsの詳細（資料：外務省国際協力局）



※SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)・・・国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の共通目標

3 地域福祉計画の基本目標

基本理念の実現に向け、地域福祉を計画的かつ効果的に推進するために、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策の展開を図ります。

基本目標① 住民主体の地域づくり

各地域には、地区自治振興会、地区福祉推進協議会、地区自主防災会などの組織があり、また、民生委員児童委員、地域福祉コーディネーター、福祉サポートーなどの様々な役割を持った方がいます。これらの組織と人を有効に機能させるため、ネットワークの充実と強化を図り、関係機関と連携して地域福祉活動のサポート、環境整備に努め、市社協の協力のもと、地域福祉活動が自然に地域に根付き、住民主体の福祉サービスが提供できるよう進めていきます。

また、地域における活動の中心となる担い手の育成を図るとともに、地域福祉への関心を高める広報・啓発活動及び福祉教育を推進します。

基本目標② みんなで支える地域づくり

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが何かしらの役割を持ち、地域で支えあい助けあうことが重要です。このため、世代間交流をはじめとした、地域住民が地域の中でふれあう機会や場を増やすことで、人と人との絆を強め、普段からの声かけや見守り活動などができる地域づくりを促進します。

また、外出する習慣を持つことは、社会との関わりを維持するために重要なことから、様々な場面における外出のきっかけづくりに努めます。

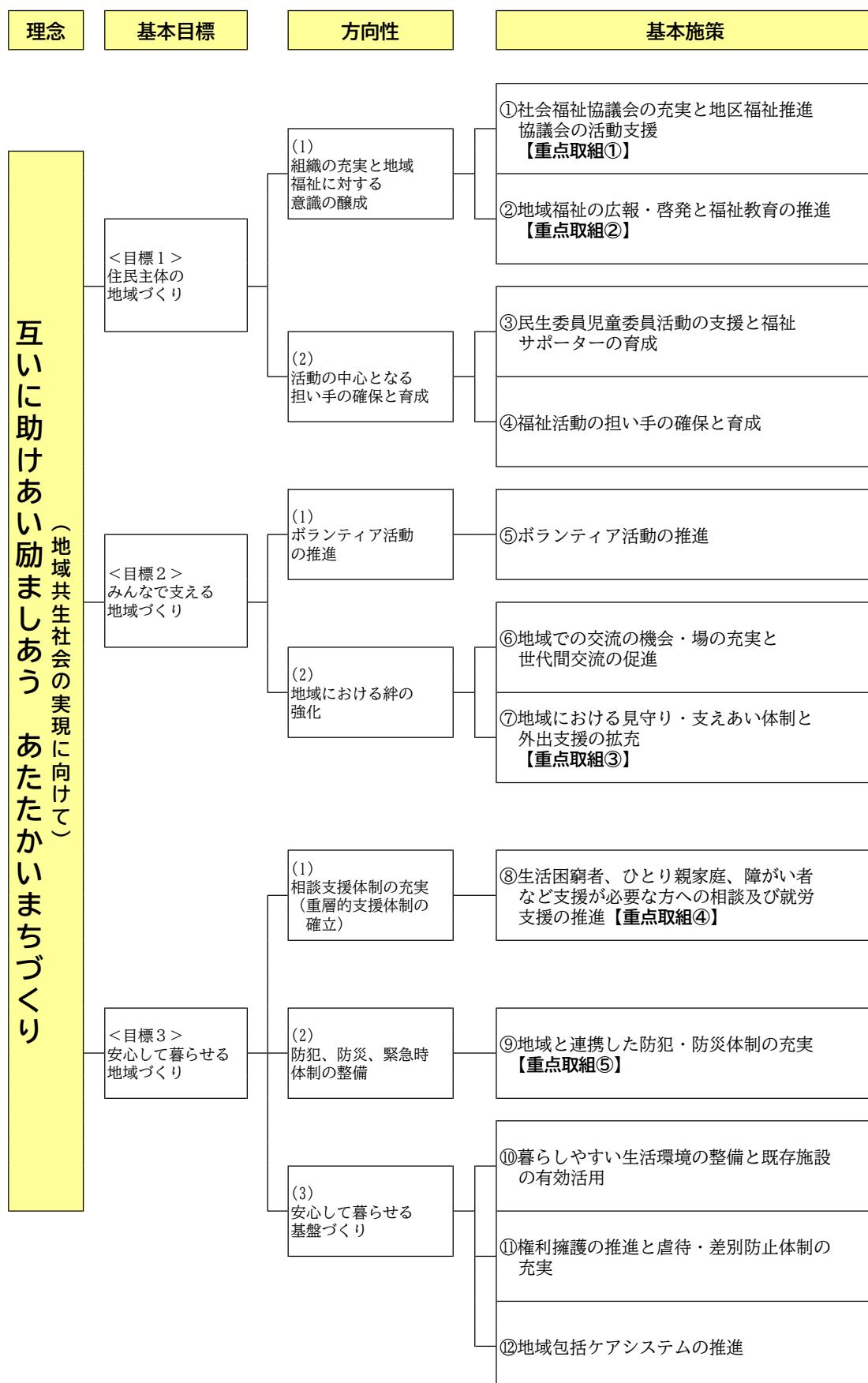
基本目標③ 安心して暮らせる地域づくり

子どもから高齢者、そして障がいのある人全ての市民が、地域で安心して暮らすためには、福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できる環境と、いつでも気軽に相談できる体制の整備が重要です。行政の施策や福祉サービスに関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、関係機関の連携によるネットワークを強化します。

また、近年、全国各地において大きな災害が多発し、尊い命や財産が失われています。災害時の自分自身を守る行動や地域住民の相互の協力で互いに助け合うことが大変重要であることから、自主防災組織や地域住民が中心となった避難行動要支援者の支援体制の強化と防災教育を推進し、日頃からの安全・安心な体制づくりにおいて、地域コミュニティの醸成に努めます。

また、コロナ禍を経験したことから、「新しい生活様式」、「新しい考え方」が生まれてきています。障がいの有無、また属性や世代を問わず、多様なつながりの中で、人権を侵害することがないよう思いやりの心を持ち、全ての人が安心して暮らせるよう取り組んでいきます。

◆第4次砺波市地域福祉計画の体系図



第4章

目標を達成するための施策の展開

基本施策を推進する実施主体を「市民一人ひとり」、「地域」、「市社協」、「市」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

1 基本目標1 住民主体の地域づくり

1 – (1) 組織の充実と地域福祉に対する意識の醸成



① 社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援【重点取組①】

<現状と課題>

- ・全地区的地域福祉懇談会において、地域福祉活動全般について周知を図ってきていますが、市民アンケートの結果や地域福祉懇談会の意見などから、まだ市民に浸透していない状況がみられます。
- ・全般的に市社協と地区福祉推進協との良好な協力関係において、特に地域でのサロン事業やケアネット事業、砺波型福祉のまちづくり事業の運営の面で連携が図られています。
- ・地域福祉を取り巻く課題やニーズは、地理的要件や人口構造等、地域によって様々であり、それぞれの地域の特色を活かした活動の支援や情報提供が求められています。このような地域課題に対し組織的な取組を進めるため、市社協においては職員やワーカーの指導力の向上や人材の育成、地区福祉推進協においては構成団体との連携強化が求められます。

施策の方向性

- ・市社協及び地区福祉推進協の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めていきます。また、地域住民に対してより適切な情報提供やニーズに応じた地域福祉活動が実践できるよう、住民主体の地域づくりを推進します。
- ・引き続き、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画の市民評価と地域における生活課題や住民ニーズの把握に努めるため、地域福祉懇談会（意見交換会）を開催します。また、市社協と地区福祉推進協の相互の連携と組織強化を図ります。

取組内容や期待される役割

| 市民一人ひとり |
|--|
| <p>①市社協や地区福祉推進協が行う活動などに関心を持ち、地域活動に積極的に参加します。</p> <p>②できる範囲で、町内会や自治会等の各種コミュニティ団体のお世話や、行事の準備を手伝うなど、積極的に地域福祉に関わります。</p> <p>③地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。</p> |
| 地域 |
| <p>①市社協と連携し、地域住民の積極的な参画により地域福祉の推進に努めます。</p> <p>②地域内のケアネット事業を進める観点から、地区福祉推進協の構成団体の拡大に努めます。</p> <p>③随时、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。</p> <p>④役員やスタッフの大きな負担とならないよう、また、後継者が育っていくよう、地域全体で協力し支援します。</p> <p>⑤地域の広報紙に企業や商店等の有料広告を掲載するなど、財源の確保や魅力アップにつながる連携の仕組みをつくります。</p> |
| 市社協 |
| <p>①地区福祉推進協と連携し地域課題の解決につなげます。</p> <p>②福祉を身近なものに感じてもらえるよう福祉教育の充実を図ります。</p> |
| 市 |
| <p>①市社協と連携を図り、地域福祉懇談会を開催します。(社会福祉課)</p> <p>②市社協及び地区福祉推進協の活動に対し必要な支援と組織の強化を図ります。(社会福祉課)</p> <p>③福祉への関心を深めるため、福祉の取組や情報について、広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすい市社協及び地区福祉推進協の活動の情報発信に努めます。(企画政策課、社会福祉課)</p> |



② 地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進【重点取組②】

<現状と課題>

- ・市民アンケートの結果から、困っている世帯があったら「できることや相談を受ければお手伝いをする」という意見が多く、具体的な活動や行動につながるよう、市民や地域の理解を継続的に高めていく必要があります。
- ・福祉健康大会の参加者が高齢化しているため、若い世代も参加しやすい内容を検討する必要があります。
- ・福祉情報の発信が不足しているとの意見が多く、各世代に対応した情報発信方法を工夫するとともに、地域福祉に対する市民の関心を高める広報啓発に努める必要があります。

施策の方向性

- ・市民の地域福祉への理解と関心を高めるため、家庭・地域・学校・企業等における福祉教育の推進を図るとともに、ボランティア活動など地域福祉活動への参加に結びつく体験やふれあいの機会をつくります。
- ・今後の地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の意義や必要性について、市民の理解と協力が不可欠であり、市民の関心を高め、活動への参加を促進する観点から、市民が地域情報を得やすい広報体制の整備と実施主体や年齢層に応じた周知に努めます。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①自分が暮らす身近な地域に関心をもち、地域福祉の理解を深め、自分のニーズにあった講座などに積極的に参加します。
- ②市の広報紙やホームページ及び地域で発行される広報紙等から地域福祉に関する情報を得るよう努めます。
- ③地域活動に関する自らの意欲や関心などを発信し、活動の輪を広げるよう努めます。
- ④地域や学校での福祉奉仕活動に積極的に参加します。
- ⑤家庭で福祉について話し合う機会を持ち、福祉に対する理解や支えあいの意識の向上に努めます。

地域

- ①地域行事やボランティア団体の活動などについて、幅広い世代に興味を持ってもらえるよう地域の広報紙などで紹介します。
- ②市民参加型のイベントを行うなど、身近な地域福祉への関心を持つもらうきっかけをつくります。
- ③地域団体や福祉施設の広報紙、チラシの設置に協力します。
- ④地域の保育所、認定こども園、学校、福祉施設、事業所等と連携した地域活動を行い、地域の高齢者や障がいのある人との交流を推進します。
- ⑤行政出前講座や講習会等を積極的に開催し、地域住民への地域福祉活動の普及啓発と福祉教育を推進します。
- ⑥地域の行事やイベントを開催する場合は、高齢者や障がいのある人、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮します。
- ⑦事業所で、従業員への福祉教育を積極的に進めるなど、支援を必要とする人への理解を深めます。

市社協

- ①地区福祉推進協と連携し地域課題の解決につなげます。
- ②福祉を身近なものに感じてもらえるよう福祉教育の充実を図ります。

市

- ①市社協と連携を図り、保育所、認定こども園、学校、公民館、企業における福祉教育を推進します。（社会福祉課、商工観光課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課）
- ②市社協と連携を図り、小中学生を対象に高齢者や障がいのある人の疑似体験や障がいへの理解を深める出前講座を実施し、福祉教育の推進を図ります。（社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、教育総務課）
- ③市の広報紙やホームページ等、世代に応じた広報媒体を活用し、わかりやすく地域福祉活動の啓発に努めます。（企画政策課、社会福祉課）

1 – (2) 活動の中心となる担い手の確保と育成



③ 民生委員児童委員活動の支援と福祉サポーターの育成

<現状と課題>

- ・現在、111名（定員）の民生委員児童委員が各地域から推薦され活動していますが、地域福祉課題の多様化、支援を必要とする人の増加などにより、負担感が増大し、なり手の確保が困難な状況がみられます。民生委員児童委員のやりがいや安心を確保し、活動を継続するための人材育成やバックアップ体制が求められます。
- ・福祉サポーターは、民生委員児童委員と情報を共有し、地域の福祉課題の把握と福祉活動をサポートするキーパーソンとして重要な役割を担っていますが、地域によっては、役割が十分周知されていないという課題がみられます。

施策の方向性

- ・地域福祉活動の重要な担い手である民生委員児童委員の資質向上と、地域福祉活動への理解を更に深めてもらうため、研修機会の充実に努めます。
- ・地域福祉活動の担い手となる地域福祉コーディネーターと福祉サポーターの役割を明確にするとともに、研修の機会を増やし、その育成に努めます。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①民生委員児童委員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。
- ②市、市社協、地域で発行される広報紙やホームページ等から地域福祉に関する情報を得るよう努めます。
- ③地域福祉活動やボランティア養成講座等に積極的に参加します。

| 地域 |
|--|
| ①民生委員児童委員と自治会など、地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 |
| ②地域の広報紙などで民生委員児童委員活動を紹介します。 |
| ③民生委員児童委員の活動をサポートする、地域福祉コーディネーターや福祉サポート等との連携や情報交換の機会をつくります。 |
| ④市社協と連携し、地域福祉コーディネーターと福祉センターの育成に努めます。 |
| 市社協 |
| ①福祉活動の担い手の支援と新たな人材の育成を行います。 |
| 市 |
| ①民生委員児童委員活動の負担感や業務量の軽減を図るため、適正な配置に努めます。 (社会福祉課) |
| ②地区民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、円滑な協議会の運営と地域福祉課題などについて情報共有に努めます。(社会福祉課、地域包括支援センター、こども課) |
| ③民生委員児童委員活動において、対応困難なケースが生じた場合は、迅速に関係機関と連携し、対応します。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、こども課、こども家庭センター) |
| ④資質向上を図る研修会への職員の派遣や専門職の紹介を行います。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、こども課、こども家庭センター) |
| ⑤市の広報紙やホームページ等、世代に応じた広報媒体を活用し、民生委員児童委員の活動の周知に努めます。(企画政策課、社会福祉課) |

④ 福祉活動の担い手の確保と育成

<現状と課題>

- ・高齢化の進展や必要とする支援の多様化、福祉活動や地域福祉の担い手の高齢化、さらに、就業年齢の延長制度も加わり、地域における担い手の確保はますます困難になっています。持続的な活動を推進し、また多様な地域活動を展開していくためには、人材確保は重要課題であり、地域における活動の中心となる担い手の育成が求められています。
- ・市民アンケートの結果から、あたたかい福祉のまちをつくるため、「ひとり暮らしや高齢者への生活支援」が必要と感じている意見が多く、日頃からの見守り活動や声かけ、買い物やゴミ出しなど、市民の意識を高め、持続可能な福祉活動に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ・地域福祉活動の継続と充実を図るため、担い手の確保とあわせて、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成に努めます。
- ・障がいのある人、子育て中のひと、認知症の家族を抱える人などが、悩みを一人で抱え込まないよう、また、同じ悩みを抱えている人が気持ちを共有し負担を軽減できるよう、地域の中で顔の見える関係づくりを進め担い手の育成を図ります。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①ボランティアフェスティバルや福祉健康大会に参加し、福祉活動への理解を深めます。
- ②地域福祉活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- ③市、市社協、地域で発行される広報紙やホームページ等から地域福祉に関する情報を得るよう努めます。
- ④仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てます。

地域

- ①若い世代の地域活動を増やすことはもちろん、団塊の世代の元気な人が、地域福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。
- ②地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダーや後継者の育成に努めます。
- ③仕事を退職された人などが、新たに地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを行います。

市社協

- ①福祉活動の担い手の支援と新たな人材の育成を行います。

市

- ①地域の身近な課題を把握し、主体的にその課題の解決に取り組めるよう、「認知症サポート養成講座」、「ゲートキーパー養成講座」などを通じ、担い手の育成と確保に努めます。（地域包括支援センター、健康センター）
- ②担い手育成の研修における専門職の講師や職員の派遣及び紹介を行います。（社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、こども課）
- ③市の広報紙やホームページ等、世代に応じた広報媒体を活用し、地域福祉活動の周知に努めます。（企画政策課、社会福祉課）
- ④若い世代が地域福祉活動に参加しやすくなるような職場環境づくりに向け、企業や事業所等に働きかけを行います。（企画政策課、社会福祉課、商工観光課）

| 指標 | 現状値〔R 6年度〕 | 目標値 |
|-------------------------|------------|----------|
| 認知症サポート養成講座受講者数 (累積) | 9, 149人 | 10, 000人 |
| ゲートキーパー養成講座受講者数 (累積) | 1, 879人 | 2, 500人 |

2 基本目標2 みんなで支える地域づくり

2-(1) ボランティア活動の推進



⑤ ボランティア活動の推進

<現状と課題>

- ボランティア活動は地域福祉活動を推進していくうえで、重要な役割を果たしております。本市においても高齢者や障がいのある人、子育て家庭への支援等、様々な分野でその力が発揮されています。
- 市民アンケートの結果から、「ボランティアに参加したいか」の問では、「依頼があれば参加してもよい」との回答が多くなったことから、ボランティアへの意識を高め、企業の参加等も含め、持続可能な福祉活動に取り組む必要があります。
- 市民アンケートの結果から、「レッツ！ボランティアとなみポイント制」や元気な高齢者が参加し介護予防を推進する「シニア元気あっぷポイント事業」について、「知っているが、利用していない」、「知らない」の回答が多くなったことから、ボランティア活動の周知が必要です。

施策の方向性

- 新たな人材として、企業や学生等の若い世代のボランティア参加への期待は大きく、ボランティアニーズを把握し地域で活動しやすい環境づくりに努めます。
- 児童、学生、社会人の各世代別のボランティア活動の理解と意識向上を推進するため世代に応じた活動を実施し、関心を高める環境づくりに努めます。
- 気軽にボランティアに参加できるよう、単発でも参加できるボランティア機会の提供に努めます。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①地域や学校でのボランティア活動に参加します。
- ②自由な時間を活用し、地域の中で知識や経験を発揮します。
- ③ボランティア養成講座などに積極的に参加します。
- ④地域福祉を担う人材の一人として、できる範囲で地域活動に参加します。
- ⑤ボランティア活動の体験を伝え仲間を増やします。

| 地域 |
|--|
| ①地域で活動している個人やボランティア団体との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 |
| ②元気な高齢者が、地域のボランティア活動で活躍できる機会をつくります。 |
| ③仕事を退職された人などが、新たにボランティア活動に参加できるきっかけづくりを行います。 |
| ④地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動に参加してもらいます。 |
| ⑤地域の中で市民が活動できる場や機会をつくります。 |
| 市社協 |
| ①ボランティア活動者の活躍の場を広げます。 |
| 市 |
| ①企業や事業主に対し、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加の支援に努めます。（企画政策課、社会福祉課、商工観光課） |
| ②ボランティア教育を推進します。（企画政策課、教育総務課） |
| ③ボランティア活動を長期間続けている人への顕彰を行います。（社会福祉課） |
| ④食生活改善推進員やヘルスボランティアの養成や普及啓発を図り、活動支援に努めます。（健康センター） |
| ⑤様々なボランティア活動に関する助成金情報などを収集し、情報を提供します。（企画政策課、社会福祉課） |
| ⑥市社協と連携し、「レツツ！ボランティアとなみポイント制」と「シニア元気あっぷポイント事業」を検証し、必要に応じて見直しを行います。（企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター） |
| ⑦ボランティア活動全般について、市の広報紙やホームページ等、世代や目的に応じた広報媒体を活用し周知に努めます。（企画政策課、社会福祉課） |

| 指標 | 現状値〔R 6年度〕 | 目標値 |
|----------------|------------|---------|
| ボランティア登録者数（累積） | 4, 441人 | 4, 500人 |

2-(2) 地域における絆の強化



⑥ 地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進

<現状と課題>

- ・少子高齢化に伴う核家族化や近隣との関わりの希薄化等により、地域からの孤立、ひきこもりといった問題が生じています。また、核家族化は、世代間での支えあいや交流機会が低下することで、子育て等に関して不安を抱えながら生活している保護者もいます。
- ・誰もが安心して暮らし続けるには、人と人との絆や交流を深め、多様性を認めあうとともに、お互いに支えあい、助けあう地域をつくる必要があります。そのため、近所づきあいや地域での交流活動を促進することが重要です。
- ・地域からの孤立を防ぐためには、参加者の偏りがなく、高齢者、障がいのある人、子どもなど誰もが気軽に参加することができる、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。
- ・市民アンケートや地域福祉懇談会等では、障がいのある人との交流の機会が少ないという意見があり、多世代をはじめ、障がいの有無に関わらず、誰でも気軽に参加できる場や機会の拡充を図る必要があります。
- ・市民アンケートの結果から、あたたかい福祉のまちをつくるため「子育てに関する支援体制の充実」という意見があり、雨の日でも遊べる室内施設や土日でも利用できる施設を望む声も多くあり、検討したところです。

施策の方向性

- ・地域での支えあいや協力する関係づくりを進めるため、気軽に交流できる場の充実を図り、各種団体の交流と住民同士のつながりやふれあいを推進します。
- ・子どもたちが地域の人とふれあい、地域の祭りやスポーツ、文化活動に参加することは、子どもの育ちや地域づくりに大変重要であり、世代間交流を推進し世代間で支えあう機能の向上を図ります。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。
- ②地域の行事やイベントに積極的に参加し、地域の様々な世代の人との交流を図ります。
- ③地域の児童クラブや老人クラブ等の交流の場に参加します。
- ④交流の場で知り合った人たちと、日頃から声をかけあい、つながりの輪を広げます。

| 地域 | | | |
|---|--|--|--|
| ①地域主体で気軽に参加できる行事やイベントを開催し、交流の機会や場を増やし、住民が地域でつながるきっかけをつくります。 | | | |
| ②地域でいきいき運動や声かけ運動を展開します。 | | | |
| ③交流の場として公民館や集会場、多世代交流施設や企業等を有効に活用します。 | | | |
| ④小地域で住民が気軽に集える居場所づくりを進めます。 | | | |
| ⑤地域の良さや強みを周知します。 | | | |
| ⑥地域の転入者に、地域の行事やイベント、慣習などを学ぶ機会をつくります。 | | | |
| ⑦市や学校等の専門機関や地域の事業所などと連携し、地域の居場所づくりや子育て支援等の充実を図ります。 | | | |
| ⑧障がいのある人や認知症高齢者等、誰もが交流の場に参加できるよう開催方法を工夫します。 | | | |
| ⑨交流に参加する要支援者などの見守りを進めます。 | | | |
| 市社協 | | | |
| ①地域について学ぶ場やふれあいの場の充実を図ります。 | | | |
| ②支えあう福祉活動を推進します。 | | | |
| 市 | | | |
| ①三世代同居推進事業を推進します。(社会福祉課、高齢介護課、市民生活課、都市整備課、こども課、生涯学習・スポーツ課) | | | |
| ②ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営の支援を図ります。(社会福祉課) | | | |
| ③いきいき百歳体操の新規グループの立ち上げや活動の継続を支援し、地域の仲間と共にフレイル予防に取り組めよう、支援します。(地域包括支援センター) | | | |
| ④地域におけるスポーツや文化活動等を通じ、障がいのある人の地域交流を推進します。(社会福祉課、生涯学習・スポーツ課) | | | |
| ⑤地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。(こども課) | | | |
| ⑥地域、民間団体が行う地域の子ども等への食事及び交流の場を提供する取組に対して支援します。(社会福祉課、こども家庭センター) | | | |
| ⑦保育所、認定こども園、小中学校、福祉施設、企業等と地域住民との交流を促進します。(社会福祉課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、こども課) | | | |
| ⑧市老人クラブ連合会や公民館が行う、ふれあい行事や伝統芸能事業等を支援し、世代間交流を推進します。(社会福祉課、生涯学習・スポーツ課) | | | |
| ⑨各地域で行っている行事やイベント等に関する情報を収集し、市の広報紙やホームページ等、世代や目的に応じた広報媒体を活用し周知に努めます。(企画政策課、社会福祉課) | | | |

| 指標 | 現状値 [R 6 年度] | | 目標値 |
|-----------------|--------------|---------|---------|
| ふれあい・いきいきサロン設置数 | 131か所 | | 135か所 |
| いきいき百歳体操 | グループ数 | 101グループ | 110グループ |
| | 登録者数 | 1,634人 | 1,800人 |



⑦ 地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充【重点③】

<現状と課題>

- ・少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、ひとり暮らし高齢者などの見守りを必要とする人が増加し、買い物やゴミ出しなどの日常生活のちょっとした困りごとが地域の生活課題として顕著になっています。
- ・市民アンケートの結果から、あたたかい福祉のまちをつくるため「一人暮らし・高齢者世帯への生活支援」や「災害時の助けあいの体制づくり」、「生きがい・交流の場づくり」が必要と感じている意見があり、日頃からの見守り活動や声かけ、買い物やゴミ出し等につながるよう、協力方法や情報提供方法について検討する必要があります。
- ・地域で安心して、生きがいを持って暮らしていくためには、地域での結びつきを持ち人と交流し続けていくことが大切です。しかし、年齢が高くなるにつれ、自宅に閉じこもる傾向がみられます。

施策の方向性

- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障がいのある人などの生活支援については、公的サービスで全て対応することに限界があることから、地域での多様な実施主体の参加による地域住民主体の支えあい助けあい活動の支援に努めます。
- ・自宅に閉じこもりがちな高齢者が外出する習慣を持ち、社会との関わりを維持することは重要であり、高齢者が関心のある外出ニーズを把握し、外出のきっかけづくりに努めます。

取組内容や期待される役割

| 市民一人ひとり |
|---|
| ①いい意味での「おせっかい」になります。 |
| ②身近に支援が必要な人がいたら、買い物や声かけ、ゴミ出し等を行い支援します。 |
| 地域 |
| ①日頃から地域住民の顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりを地域ぐるみで進めます。 |
| ②地域全体で子どもやひとり暮らしの高齢者等を見守り、心配や不安を感じたときは、専門機関や関係機関に支援を求めます。 |
| ③地域の実情に応じて、外出が困難な高齢者などの移動を支援するための方法について話し合います。 |
| ④日頃の商業活動などで、地域の見守りや支えあいに協力します。 |
| 市社協 |
| ①地域について学ぶ場やふれあいの場の充実を図ります。 |
| ②支えあう福祉活動を推進します。 |

| 市 |
|---|
| ①地域包括支援センターやこども家庭センターなど関係機関の周知に努めるとともに、より一層連携を深め、包括的な支援体制の充実を図ります。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、こども課、こども家庭センター) |
| ②普段からの見守り体制を推進するため、ケアネット事業を支援します。(社会福祉課) |
| ③同じ悩みを抱えた人同士が集えることを目的とした自主的な活動を支援し、生きがい活動と社会参加を推進します。(社会福祉課、地域包括支援センター、健康センター) |
| ④自治振興会などと協力し、認知症高齢者見守り模擬訓練の実施に努めます。(地域包括支援センター) |
| ⑤緊急通報体制整備事業や認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業及び認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業、ほっとなみ見守りシール交付事業の周知を図り、利用者及び協力事業者の登録促進に努めます。(高齢介護課、地域包括支援センター) |
| ⑥地域と連携するNPOや企業等の取組を支援します。(企画政策課、社会福祉課、地域包括支援センター、商工観光課、こども課、こども家庭センター) |
| ⑦あいさつ運動や地域での声かけを推進し、地域全体で子どもを守り育てる意識の向上を図ります。また、学校、家庭、地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークづくりを推進します。(社会福祉課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課) |
| ⑧高齢者などの外出の支援を図るため、閉じこもり予防や生きがい活動等の移動支援事業(チョイソコとなみ、ふれあい号)等を検証し、必要に応じて見直しを行います。(企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター) |

| 指標 | 現状値 [R 6年度] | | 目標値 |
|--|-------------|--------|--------|
| ケアネットチーム数 | 215チーム | 230チーム | |
| ほっとなみカフェ参加者数(延べ) | 648人 | 800人 | |
| 認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業 (認知症高齢者等おでかけあんしん損害事業を含む) | 利用登録者数 | 56人 | 80人 |
| | 協力事業者数 | 147事業所 | 200事業所 |
| こども食堂の開設数 | 4か所 | 6か所 | |
| 高齢者おでかけ支援券利用者数 | 1,891人 | 2,000人 | |

3 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

3-(1) 相談支援体制の充実（重層的支援体制の確立）



⑧ 生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進【重点取組④】

<現状と課題>

- ・障がいのある人の高齢化、ひとり暮らし高齢者などの生活困窮など複合的な課題が増加し、これまでの福祉制度に沿った専門的な相談支援だけでは対応が難しい困難ケースが増えています。
- ・市民の誰もが福祉の制度やサービスを必要な時に適切に利用するためには、情報が入手しやすく、わかりやすい形で提供されることが必要です。しかし、市民アンケートの結果や地域福祉懇談会等では、悩みや不安をどこに相談してよいか分からぬとの意見が多く、引き続き、相談窓口の周知を図るほか、相談支援の質を高め、市民にとってわかりやすく安心して相談できる体制の充実が求められています。
- ・支援が必要な人が地域で自立した生活を送るために、適性と能力に応じた職業に就き、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。障がいのある人の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障がいや障がいのある人に対する理解を深めてもらう必要があります。

施策の方向性

- ・生活に困窮している人への支援や、様々な問題を複合的に抱えた人に必要な支援を包括的、継続的に対応するワンストップ型相談窓口「ほっとなみ相談支援センター」の周知と利用の促進を図ります。併せて、ひきこもりや自分から相談に行けない、声を出せない人について、関係機関と連携し、支援体制を整えていきます。
- ・引き続き、市社協と連携し、総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を実施し、市民の心配ごとや福祉問題等に対する重層的な相談支援体制の充実を図ります。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①日頃から広報紙やホームページ等の情報を収集し、福祉サービス利用に関する相談窓口を確認します。
- ②身边に情報入手が困難な人がいたら、代わりに調べるなど手助けをします。
- ③困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談します。

| 地域 |
|--|
| ①地域にある「なんでも相談窓口」の周知に努めます。 |
| ②地域で対応が困難な事例があれば、必要に応じて市役所や関係機関に相談します。 |
| 市社協 |
| ①複雑に重なり合う困りごとに対応していきます。 |
| 市 |
| ①ほっとなみ相談支援センターのパンフレットなどを活用し、市民や関係機関に啓発を図り、ワンストップ型相談窓口の周知に努めます。(社会福祉課) |
| ②福祉サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報をわかりやすく提供します。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、こども課) |
| ③高齢者や子育て支援、障がいのある人などの相談窓口が利用しやすいものとなるよう関係課の連携に努め、重層的な相談支援体制の充実を図ります。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、こども課) |
| ④こころの悩みを抱えている人、自殺を考えている人やその家族が必要な時に適切な支援が受けられるよう、相談窓口支援体制の充実を図ります。(健康センター) |
| ⑤職場体験や就労支援事業を通じ、一般企業への障がい者雇用を推進します。(社会福祉課、商工観光課) |
| ⑥福祉作業所の作業内容等について、周知に努めます。(社会福祉課) 福祉作業所からの物品等の購入の増加に努めます。(各課) |
| ⑦市の広報紙やホームページ等、高齢者や障がいのある人等の利用者に配慮した情報提供手段の充実に努めます。(企画政策課、DX推進課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター) |
| ⑧ひきこもりや自分から相談に行けない、声を出せない人について、関係機関と連携し、支援に努めます。(社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、こども課、こども家庭センター) |

| 指標 | 現状値〔R 6年度〕 | 目標値 |
|-------------|------------|-------|
| 物品等の調整方針達成率 | 83.5% | 85.0% |

3 – (2) 防犯、防災、緊急時体制の整備



⑨ 地域と連携した防犯・防災体制の充実【重点取組⑤】

<現状と課題>

- ・市民アンケートにおいて、近年、多発している自然災害が発生した時は、地域の支えあいが必要であり、どのような備えが必要になるかの問い合わせでは、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助けあい」、「家族、隣近所で避難場所や避難方法を決めておく」、「防災教育・訓練の実施」の回答が多く、災害時に地域での助けあいを望む人が多いことから、地域で支えあう意識を継続的に高め、活動や行動につながるよう進めていくことが重要です。
- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪に巻き込まれないことや、災害時であっても安全に避難できるなど、地域の防犯・防災体制が整備されていることが大切です。そのためには「地域の安全は地域で守る」という考え方のもと、地域住民相互の支えあいや助けあいが重要です。

施策の方向性

- ・砺波市地域防災計画に基づき、高齢者や障がいのある人、医療的ケア児等の避難行動要支援者の支援体制の充実に努め、自主防災組織、消防機関、警察、民生委員児童委員その他関係機関と連携し、地域防災力の充実に努めます。
- ・福祉施設などと連携を図り、災害時における福祉避難所などの確保に努め、高齢者や障がいのある人等支援が必要な方が安心して避難できる体制の充実を図ります。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①地域の防犯パトロールなど、自主防犯活動に進んで参加します。
- ②災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をします。
- ③災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきます。
- ④市などの防災情報メール配信サービスに登録します。
- ⑤地域の防災訓練や自主防災組織の活動に参加します。
- ⑥災害時に避難する際、隣近所で声をかけあい協力します。
- ⑦避難行動要支援者が避難する際は、隣近所の協力が必要であることから、普段から良好な関係づくりに努めます。

| 地域 |
|---|
| ①避難行動要支援者登録情報を避難支援等関係者で共有し、災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、地域で実践的な防災訓練を継続して実施します。 ②避難行動要支援者体制を推進し、要支援者の個別支援計画の作成に取り組みます。 ③地域での防犯パトロールや、学校の登下校時の見守り活動に取り組みます。 |
| 市社協 |
| ①災害に強い地域づくりを目指します。 |
| 市 |
| ①避難行動要支援者登録制度の周知を図り、登録者の増加に努めます。また、地域住民に個別支援計画の必要性を周知し計画作成に努めます。(社会福祉課) ②交通安全教育や啓発活動を通して安全意識の高揚を図ります。また、自主防犯活動を広く市民にPRし、防犯に対する意識を高めます。(市民生活課) ③高齢者等の消費者被害対策に努めます。(市民生活課) ④地域住民や教育機関、警察等の関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織の育成や自主防犯パトロール活動など地域安全活動を支援します。(市民生活課、教育総務課、こども課) ⑤マイ・タイムライントートの作成やハザードマップの周知を図ることにより、避難場所や避難経路の共通理解や災害に対する意識を高めます。(総務課、社会福祉課、土木課) ⑥自主防災組織の活動を支援し、市民の防災力の向上に努めます。(総務課、社会福祉課) ⑦市民、市、自主防災組織、ボランティア団体、防災関係団体等が連携した総合防災訓練を引き続き実施します。(各課) ⑧ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等が、緊急時に関係機関等に通報できるよう、緊急通報・連絡体制を整備します。(社会福祉課、高齢介護課) ⑨高齢者や障がい者施設、子ども・子育て支援施設等の避難確保対策に努めます。(総務課、社会福祉課、高齢介護課、教育総務課、こども課) ⑩子どもや高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人に、災害時にも情報が届くよう配慮した情報発信に努めます。(企画政策課、DX推進課、総務課、社会福祉課、高齢介護課、健康センター、こども課) |

| 指標 | 現状値〔R 6年度〕 | 目標値 |
|----------------|------------|-------|
| 避難行動要支援者登録率 | 44.0% | 60.0% |
| 緊急通報装置の設置貸与世帯数 | 66世帯 | 70世帯 |

3 – (3) 安心して暮らせる基盤づくり



⑩ 暮らしやすい生活環境の整備と既存施設の有効活用

<現状と課題>

- ・高齢者や障がいのある人にやさしいバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた公共施設の整備を推進するとともに、民間施設等の事業者に対しても、これらの考え方に基づく施設整備を推進するための働きかけが必要です。
- ・市民アンケートにおいて、外出時の移動支援の充実を希望する意見が多く、今後もどのような取組ができるか検討する必要があります。
- ・公共施設再編計画の方向性が示され、保健施設、福祉施設等の活用について、今後地域や市社協などと協議する必要があります。

施策の方向性

- ・公共施設や公共性の高い民間施設、特に福祉施設周辺を重点に歩道の段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がいのある人用の駐車スペースを確保するなど、バリアフリー化やユニバーサルデザインを引き続き積極的に推進します。
- ・デマンド型乗合交通「チョイソコとなみ」の活用等について検討し、暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

取組内容や期待される役割

| 市民一人ひとり |
|---|
| ①困っている人に声をかけるなど、お互いに思いやり、みんなが暮らしやすい地域づくりに努めます。 ②高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人の除排雪活動に協力します。 |
| 地域 |
| ①バリアフリー化という観点で地域の状況を点検し、不便な点や危険なところがあれば行政や民間事業者などに意見や要望を伝えます。 ②日頃のボランティア活動を活かし、困っている人を支えます。 ③公共の場でのマナー向上を呼びかけます。 ④支援を必要とする人に対する理解を深めます。 ⑤高齢者や障がいのある人、子ども等全ての人に対し、やさしい店舗や商品づくりに努めます。 |
| 市社協 |
| ①福祉の情報をわかりやすく伝えます。 |

市

- ①高齢者や障がいのある人、山間地などにおける交通弱者に対し、チョイソコとなみ、ふれあい号など、交通環境の充実に努めます。（企画政策課、社会福祉課）
- ②引き続き、高齢者や障がいのある人の住居の整備や生活環境の改修への支援に努めます。（社会福祉課、高齢介護課）
- ③公共施設及び歩道等のバリアフリー化を推進します。（各課）
- ④公共施設再編計画に基づき、地域や市社協等と協議し、今後の施設の活用方法等について検討します。（各課）
- ⑤高齢者や障がい者施設、子ども・子育て支援施設で感染症の感染防止対策に努めます。（社会福祉課、高齢介護課、健康センター、教育総務課、こども課）



⑪ 権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実

<現状と課題>

- ・地域福祉を推進していくうえで最も大切なのは、「人権を尊重する」すなわち一人ひとりの人間をいたわり尊重することです。しかし、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DVなどは増加傾向にあり、虐待やDV、性的マイノリティ等に対する人権問題や人権意識の高揚に向け、市民・地域・事業所等の理解促進を図ることが必要です。
- ・家族の在り方や地域での人間関係の希薄化により、ダブルケアや虐待等、発見しづらいケースが増加しています。重篤な事態に至らないよう、地域における情報収集や共有を図り、必要な支援につないでいく体制が重要です。

施策の方向性

- ・教育機関、福祉施設、地域、家庭など、様々な組織や団体を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取組を進めます。
- ・砺波市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を通じて、虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携し啓発活動に努めます。

取組内容や期待される役割

市民一人ひとり

- ①人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。
- ②子ども、女性、高齢者、障がいのある人などの人権を尊重し、虐待防止に取り組みます。
- ③日常生活自立支援事業についての正しい知識を身に付けます。
- ④虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、市役所や警察に相談します。

| |
|---|
| 地域 |
| ①行政出前講座などで人権について研修し、権利擁護に関する制度や事業について理解を深めます。 |
| ②人権教育を推進する人材育成に努めます。 |
| ③地区福祉推進協、民生委員児童委員、地域住民等が連携し、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。 |
| 市社協 |
| ①福祉の情報をわかりやすく伝えます。 |
| 市 |
| ①人権啓発及び男女共同参画の推進並びに虐待・差別防止における関係課と連携し、必要な施策を進めます。(企画政策課、総務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、教育総務課、こども課、こども家庭センター) |
| ②砺波市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の関係機関などの協力体制を強化し、虐待の防止、早期発見と虐待の通報・通告義務など虐待防止に関する情報の啓発を図ります。(企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、教育総務課、こども課、こども家庭センター) |

⑫ 地域包括ケアシステムの推進

<現状と課題>

- ・地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、地域での自立した生活を支援するという考え方では、障がいのある人の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援などにも通じるものがあります。これまでの高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制が整備された地域包括ケアシステムへの推進を図る必要があります。

施策の方向性

- ・子ども、高齢者、障がいのある人など地域で暮らす全ての人が、生きがいを持ち高めあうことができる「地域共生社会」を実現するため、地域住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことができる地域のネットワークづくりに努めます。
- ・認知症施策を推進し、認知症の本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の充実を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化を図り、高齢者が元気でいきいきと過ごせるような環境づくりに努めます。

取組内容や期待される役割

| 市民一人ひとり |
|---|
| ①地域包括ケアシステムの仕組みを理解します。 ②見守りや安否確認、配食、外出、家事支援など、自分のできることを確認します。 |
| 地域 |
| ①地域包括ケアシステムの理解を深め、高齢者や障がいのある人等を地域で支える体制づくりを支援します。 ②地域力を活かし、民生委員児童委員、地域福祉コーディネーター、福祉サポートー、ケアネットチーム、自主防災会などを中心とした普段からの見守り体制の充実を図ります。 |
| 市社協 |
| ①地区福祉推進協議会と連携し地域課題の解決につなげます。 ②福祉を身近なものに感じてもらえるよう福祉教育の充実を図ります。 ③福祉活動の担い手の支援と新たな人材の育成を行います。 ④ボランティア活動者の活躍の場を広げます。 ⑤地域について学ぶ場やふれあいの場の充実を図ります。 ⑥支えあう福祉活動を推進します。 ⑦複雑に重なり合う困りごとに対応していきます。 ⑧災害に強い地域づくりを目指します。 ⑨福祉の情報をわかりやすく伝えます。 |
| 市 |
| ①地区福祉推進協、地域住民、ボランティア、NPOなど地域の多様な担い手と協力・連携し生活支援につなげます。（企画政策課、社会福祉課、地域包括支援センター、商工観光課） ②地域をはじめ、企業や社会福祉法人等、多様な主体が地域づくりに参画できるよう努めます。（企画政策課、社会福祉課、地域包括支援センター、商工観光課） ③複合的な課題や制度の狭間の問題に対し、市や市社協、高齢者・障がいのある人、子ども、生活困窮者などの相談機関が連携し、顔の見える環境づくりの推進に努めます。（社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、教育総務課、こども課、こども家庭センター） ④医師会や歯科医師会、厚生センター等の関係機関との連携を図ります。（社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課） ⑤認知症施策を推進し、地域への理解と協力を求めます。（高齢介護課、地域包括支援センター） ⑥保健事業と介護予防を一体的に推進し、高齢者の健康づくりと社会参加を推進します。（社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課） |

第5章

成年後見制度の利用促進

「成年後見制度利用促進基本計画」

1 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等の理由で、ひとりで決めることが不安な人は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。

このような、ひとりで決めるときに不安のある人々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく、それが成年後見制度です。

2 計画策定の趣旨

本市では、高齢化が進行しており、今後ますます、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

国においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、本市においては、「第3次地域福祉計画」から「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、地域福祉計画と一体的に作成し、施策を推進しています。

また、国では令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、本市においても地域共生社会の実現に向けて、権利擁護の支援を推進していきます。

3 計画を達成するための施策の展開

<成年後見制度等の利用者の推移>

(単位：人)

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 成年後見制度利用者 | 73 | 78 | 69 | 72 | 78 |
| 成年後見制度市長申立人数 | 3 | 7 | 3 | 6 | 3 |

資料：富山家庭裁判所、社会福祉課、地域包括支援センター

<成年後見制度の利用者を取り巻く現状>

(単位：人)

| | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 | 令和 7年 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 認知症高齢者 | 1,686 | 1,744 | 1,690 | 1,621 | 1,606 |
| 身体障害者手帳所持者 | 1,663 | 1,615 | 1,599 | 1,570 | 1,556 |
| 療育手帳所持者 | 405 | 416 | 436 | 443 | 449 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 307 | 330 | 347 | 376 | 392 |
| 日常生活自立支援事業利用者 | 49 | 52 | 52 | 45 | 45 |

資料：社会福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会 各年4月1日現在

取組内容

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいなどにより、判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう取組を進めます。

(1) 見守り体制の促進

虐待や消費者被害等の権利侵害及び支援の拒否（セルフネグレクト）など、自分から声をあげてSOSを発することができない人のために、民生委員児童委員や地域住民、サービス事業所などと連携し支援が必要な人の早期発見に努めます。

そのため、パンフレットなどを活用した成年後見制度の周知や啓発の推進を図ります。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の充実

現在、成年後見制度については、社会福祉課と地域包括支援センターが窓口となり対応を行っています。早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう連携を図ります。

(3) 地域ネットワークの連携の強化

成年後見制度利用促進のため、市、市社協、医療・福祉専門職、家庭裁判所等の関係機関が相互に連携し、権利擁護を必要としている人の早期支援につながるよう、地域ネットワークの構築に取り組みます。

（4）呉西地区成年後見センターの充実

高岡市社会福祉協議会に設置されている、とやま呉西圏域連携事業のひとつである「呉西地区成年後見センター」では、成年後見制度の利用に関する相談をはじめ、市民後見人の養成講座や法人後見の受任が実施されています。今後も増加が見込まれる認知症高齢者などに対応するため、6市が連携した体制の強化に努めます。

第6章

再犯防止等の推進「再犯防止推進計画」

1 計画策定の趣旨

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。しかし、全国では刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け約半数に達しているところです。

犯罪をした人の中には、出所時に住む家や就労先がなく生活に不安を感じたり、高齢者や障がいのある人など支援が必要なケースも多く、社会復帰に向けた、国・県・市・地域が一丸となった取組が求められています。

このような中、国において「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、本市においても、「第3次地域福祉計画」から「再犯防止推進計画」と位置付け、地域福祉計画と一体的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に努めています。

また、国では令和5年3月に「第2次再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止のための取組を進めています。

本市においても、再犯防止に取り組むことで、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すものです。

2 国の第2次再犯防止推進計画の重点課題

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健・医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導
- (5) 民間協力者の活動の促進
- (6) 地域による包摂の推進
- (7) 再犯防止に向けた基盤の整備

3 計画を達成するための施策の展開

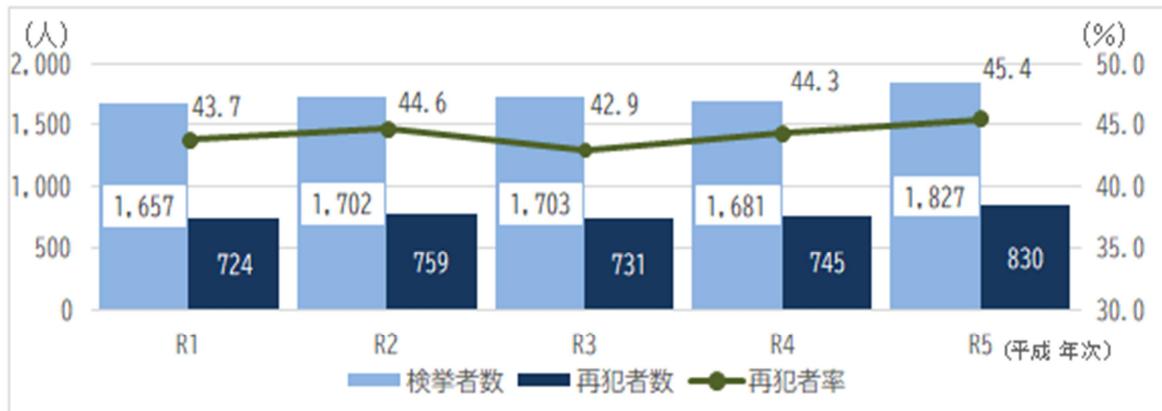
<再犯者、刑務所出所者等の富山県の現状>

資料：富山県再犯防止推進計画

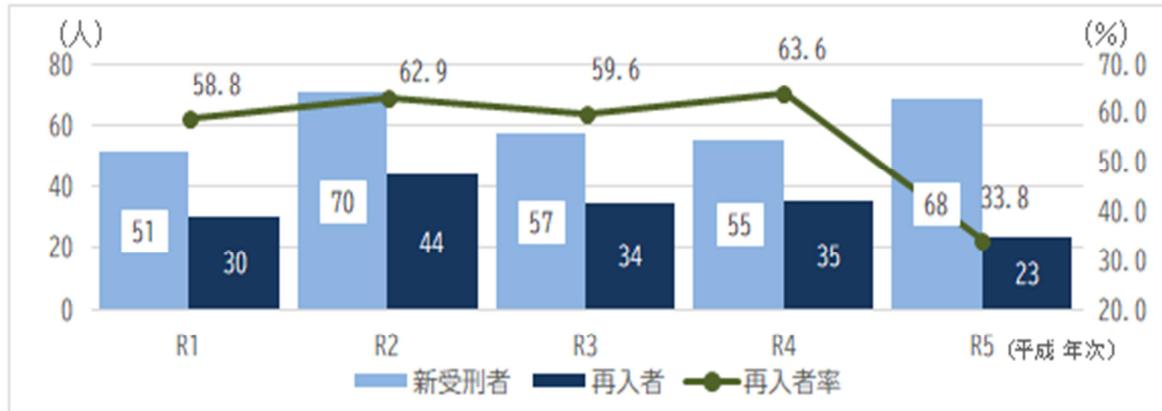
(1) 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率



(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(3) 新受刑者中の再入者数及び再入者率



(4) 刑務所出所者のうち、帰住先がない人の数 (単位：人)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 富山刑務所出所者 | 177 | 141 | 155 | 164 | 157 |
| うち帰住先がない人※ | 34 | 9 | 22 | 24 | 34 |
| 割合 | 19.2% | 6.4% | 14.2% | 14.6% | 21.7% |
| (参考:全国割合) | 16.9% | 17.3% | 16.0% | 15.6% | 16.0% |

※「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で最適な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人をいい、帰住者が不明の人や暴力団関係者である人などを含む。

(5) 刑法犯検挙者中の再犯者のうち、無職の人の数 (単位：人)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 再犯者 | 724 | 759 | 731 | 745 | 830 |
| 内、無職の人 | 400 | 397 | 372 | 367 | 437 |
| 割 合 | 55.2% | 52.3% | 50.9% | 49.3% | 52.7% |

(6) 新受刑者(犯行時の居住地が富山県)のうち、無職の人の数 (単位：人)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新受刑者 | 51 | 70 | 57 | 55 | 68 |
| 内、無職の人 | 35 | 49 | 42 | 45 | 59 |
| 割 合 | 68.6% | 70.0% | 73.7% | 81.8% | 86.8% |
| 参考:全国割合 | 68.3% | 69.2% | 69.6% | 70.0% | 67.8% |

(7) 協力雇用主の数、うち実際に雇用している協力雇用主の数 (単位：社)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------------------|------|------|------|------|------|
| 協力雇用主 | 327 | 331 | 275 | 265 | 258 |
| 内、実際に雇用している 協力雇用主 | 12 | 8 | 4 | 6 | 7 |
| 割 合 | 3.7% | 2.4% | 1.5% | 2.3% | 2.7% |

取組内容

国の重点課題を踏まえ、地域の見守りによる支援者の早期発見と、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に再犯防止に向けた取組を進めます。

(1) 更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化

現在、本市には砺波保護区保護司会、砺波市更生保護女性会、BBS会の3つの団体が更生保護活動を行っており、今後も、次世代に活動がつながるよう人材の発掘・育成を支援します。

また、犯罪を犯した高齢者や障がいのある人など、自立生活を営むことが困難な人に対し、刑事、司法機関、医療・福祉関係との緊密な連携により、必要な福祉支援に結びつけることで安定した生活の実現につなげます。

(2) 砧波更生保護サポートセンターの周知

更生保護サポートセンターとは、保護司会が公的な施設などにおいて、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行う拠点です。主に個々の保護司の処遇活動の支援や地域と連携した活動を行っています。

本市においても、「砺波更生保護サポートセンター」が設置され、富山県保護観察所より選任された企画調整保護司が交代で常駐し、生活上の助言や指導、就労支援などの相談に応じています。引き続き、砺波更生保護サポートセンターの周知を図ります。

(3) 就労の確保

富山保護観察所や砺波保護区保護司会等の関係機関・団体と連携を図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業などをはじめとした各種支援につなげます。

(4) 再犯防止に関する啓発活動の推進

砺波保護区保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。

また、各地区で実施しているミニ集会などを通じ、再犯防止に向けた啓発に努めます。

(5) 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用や薬物依存に対応する関係機関との連携強化を図ります。

また、学校教育においては、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、医療、介護、教育、商工、交通、都市計画、防災など様々な分野にわたっています。

このため、庁内関係部署との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 地域における関係機関、団体等との連携

地域福祉の推進にあたっては、地区自治振興会、地区自主防災会、地区福祉推進協、自治会、民生委員児童委員、福祉事業関係者、地域住民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組む必要があります。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組を促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 市社協との連携

市社協は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら様々な事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で市社協が大きな役割を担うことが期待されており、市社協と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

2 計画の広報

より多くの市民に「砺波市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへ概要版と併せて掲載するなど、計画推進への協力を求めていきます。

3 計画の進捗管理

本計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況を定期的に把握・評価する必要があります。このため、本計画評価委員会及び地区懇談会において、毎年、計画の進行管理・評価を受けて、計画の見直しや達成状況の確認を行っていきます。

資料

(資料1) 研波市福祉計画策定委員会等開催状況

(1) 策定委員会

| | 開催日時 | 開催場所 |
|-----|---------------|--------------|
| 第1回 | 令和7年7月3日（木） | 砺波市役所3階 大ホール |
| 第2回 | 令和7年10月27日（月） | 砺波市役所3階 小ホール |
| 第3回 | 令和7年12月22日（月） | 砺波市役所3階 小ホール |

(2) 幹事会

| | 開催日時 | 開催場所 |
|-----|---------------|--------------|
| 第1回 | 令和7年9月29日（月） | 砺波市役所3階 小ホール |
| 第2回 | 令和7年11月27日（木） | 砺波市役所3階 大ホール |

(資料2) 研波市福祉計画策定の経過

| 年・月 | 策定委員会 | アンケート パブリック コメント等 | 地区 懇談会等 | 策定作業 (事務局) |
|-----------|-------------------------------|---------------------------------|------------|-----------------------------|
| R 7 4月 | ・市民公募委員2名募集 (市広報・市ホームページ等) | ・地域福祉計画 アンケート 回収 (4月末) | | ・策定方針検討 ・策定計画検討 ・委員選考 |
| 5月 | ・策定委員の推薦依頼 | ・データ集計 ・データ分析 | | ・現行計画の事業評価を 基に資料作成 |
| 6月 | ・策定委員決定 | ・府内関係課 資料確認 | | |
| 7月 | ・第1回策定委員会 | | | ・計画原稿(素案)作成 |
| 8月 | | ・府内関係課 資料確認 | | |
| 9月 | ・第1回幹事会 | | | |
| 10月 | ・第2回策定委員会 | ・府内関係課 資料確認 | | ・計画原稿(素案)修正 |
| 11月 | ・第2回幹事会 | | | |
| 12月 | ・第3回策定委員会 | ・府内関係課 資料確認 | | |
| R 8 1月 | | | | |
| 2月 | | ・パブリック コメント実施 | | ・計画原稿最終確認 ・議会全員協議会説明 |
| 3月 | | | | ・計画書データ作成 |

(資料3) 研波市福祉計画策定委員等名簿

(1) 策定委員

(敬称略)

| 役職 | 所 属 | 役職等 | 氏名 |
|----------------|--------------------------------|--------------|---------|
| 委員長 (第1号委員) | 学識経験者 富山福祉短期大学 | 教 授 | 宮 嶋 潔 |
| 委 員 (第2号委員) | 砺波市地区自治振興会協議会 | 会 長 | 前 田 幸 雄 |
| 委 員 (第2号委員) | 砺波市老人クラブ連合会 | 会 長 | 島 秀 樹 |
| 委 員 (第2号委員) | 砺波市ボランティア連絡協議会 | 会 長 | 清 澤 百合子 |
| 委 員 (第3号委員) | 砺波市民生委員児童委員協議会 | 会 長 | 小 森 兼 重 |
| 委 員 (第3号委員) | 社会福祉法人 砧波市社会福祉協議会 | 会 長 | 齊 藤 一 夫 |
| 委 員 (第3号委員) | 砺波市手をつなぐ育成会 | 会 長 | 島 正 典 |
| 委 員 (第3号委員) | 社会福祉法人 たびだちの会 ワークハウスとなみ野 | 施設長 | 中 林 寿 聰 |
| 委 員 (第3号委員) | 砺波保護区保護司会 | 会 長 | 林 芳 光 |
| 委 員 (第3号委員) | 社会福祉法人 砧波福祉会 特別養護老人ホーム やなせ苑 | 施設長 | 村 井 一 仁 |
| 委 員 (第3号委員) | 砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼぴー村 | 所長 | 宮 崎 弘 美 |
| 委 員 (第4号委員) | 砺波市教育委員会 | 教育長 職務代理者 | 林 克 彦 |
| 委 員 (第5号委員) | 砺波医師会 | 会 長 | 網 谷 茂 樹 |
| 委 員 (第5号委員) | 砺波市歯科医師会 | 会 長 | 奥 田 泰 生 |
| 委 員 (第6号委員) | 砺波市福祉計画市民公募 | 委 員 | 林 憲 一 |
| 委 員 (第6号委員) | 砺波市福祉計画市民公募 | 委 員 | 太 田 由和里 |

(2) 幹事会委員、事務局

| No | 所 属 | 氏 名 |
|-----|---------------------|-------|
| 1 | 副市長 | 島田繁則 |
| 2 | 福祉市民部長 | 横山昌彦 |
| 3 | 企画政策課長 | 佐伯幹夫 |
| 4 | 総務課長 | 二俣仁 |
| 5 | 社会福祉課長 | 河西晃子 |
| 6 | 高齢介護課長・地域包括支援センター所長 | 朝倉由紀子 |
| 7 | 健康センター所長 | 塚本奈穂美 |
| 8 | 庄川健康プラザ所長 | 小西喜之 |
| 9 | 市民課長 | 大西立子 |
| 10 | 市民生活課長 | 篠島彰宏 |
| 11 | 商工観光課長 | 杉本賢二 |
| 12 | 都市整備課長 | 梶川隆則 |
| 13 | 教育総務課長 | 幡谷優 |
| 14 | こども課長・こども家庭センター所長 | 端谷真奈美 |
| 15 | 生涯学習・スポーツ課長 | 金平裕 |
| 16 | 社会福祉協議会地域福祉課長 | 今井正 |
| 事務局 | 社会福祉課主幹・地域福祉係長 | 但田千恵 |

(資料4) 研波市福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 医療の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成20年砺波市告示第55号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年砺波市告示第117号)

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

砺波市・砺波市社会福祉協議会関連事業等の説明

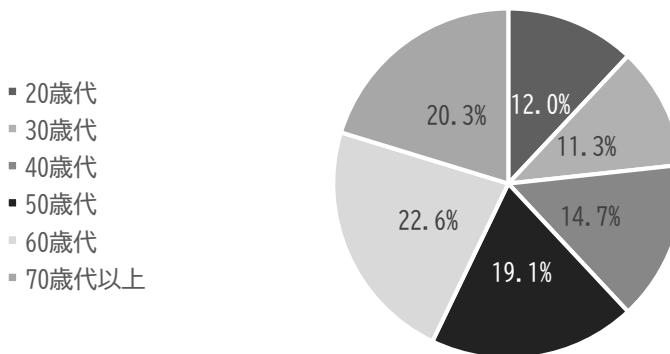
| 事業名等 | | 事業内容 | 実施主体 (担当課) |
|--------|--|--|------------------------------|
| あ 行 | 赤い羽根共同募 金助成事業 | 市内の福祉活動の財源支援を目的に、赤い羽根共同募金に協力します。集まった募金から、市社協、市内の福祉団体やボランティア団体等が助成を受けて福祉活動の事業等を実施しています。 | 市社協 |
| | いきいき百歳体 操 | 歩いて行ける身近な公民館などに集まり、重りを使った筋力運動を行うことで、閉じこもりや介護予防を推進する住民主体の通いの場です。 | 市 (地域包括支援センター) |
| か 行 | 地域総合福祉推 進事業（ケアネ ット事業） | 乳幼児から高齢者まで支援を必要とする人に対して、地域の人ができる範囲で見守りや話し相手などの支援を行い相互の支えあいをつくると共に、生活を支援する専門職と連携し誰でも安心して生活できる地域づくりを進める活動です。 | 市社協 |
| | ゲートキーパー | こころの健康状態の変化や自殺の危険を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守りをしています。 | 市 (健康センター) |
| | 広報「社協だよ り」 | 月1回市発行の「広報となみ」に合わせ、市社協の事業周知や各地区での福祉活動の紹介などを掲載した広報を作成しています。 | 市社協 |
| さ 行 | 市町村ボランテ ィアセンター活 動事業 | 市民のボランティア活動への参加を促進するためのボランティアセンター運営や福祉教育の推進、広報啓発等の体制を整備し効果的な取り組みを行います。 | 市社協 |
| | 児童・生徒のボ ランティア活動 普及事業 | 児童・生徒の「思いやりと優しいこころ」を育むことを目的とし、学校の総合学習・課外活動等を活用し地域と連携しながら福祉教育の推進を図ります。 | 市社協 |
| | シニア元気あつ ぶポイント事業 | 高齢者同士が支え合う仕組みとして、65歳以上の登録された方が行う対象のボランティア活動に対し、スタンプを付与し、年間10ポイント以上で1ポイント100円で換金します。 | 市社協 |
| | 社協出前講座 | 職員が各地区の会合やサロン等に出向き、市社協が行う事業などについてわかりやすく説明します。 | 市社協 |
| | 障がい者理解促 進研修・啓発事業 | 共生社会の実現を図るため、小学生や地域住民を対象に、障がい者との交流会・研修を行うことにより障がいの理解を深められる事業を行います。 | 市社協 |
| | 生活訓練事業 | 障がい者の自立生活に必要な技能等を身につけるため、在宅の障がい者を対象に教室等を行います。 | 市社協 |
| | 生活困窮者自立 支援事業 | 生活に困窮し、社会的にも孤立状態にある生活困窮者に対し、関係機関と連携して状況に応じた支援を行います。市社協では、収支のバランスが崩れている世帯への家計相談を実施しています。 | 市社協 |
| | 生活福祉資金貸 付事業 | 低所得者、障がい者、高齢者が属する世帯に対し、資金の貸付と相談支援により経済的自立や安定した生活を送れるように支援を行います。 | 市社協 |
| | 地域福祉活動推 進人材育成事業 | 市内21地区に1名配置され、地区福祉推進協議会と自治振興会との橋渡しや、地区的福祉関係者との連携を行います。 | 市社協 |
| た 行 | チョイソコとな み | すべての市民が利用可能で、事前予約制により自宅と指定停留所の間を運行する乗合交通サービスです。 | 市 (企画政策課) |
| | 砺波市高齢者及 び障害者虐待防 止ネットワーク運 営委員会 | 市、関係機関、関係団体等の連携により、高齢者及び障がい者の養護者による虐待の防止、虐待を受けた高齢者等の保護、養護者に対する支援等を行います。 | 市 (社会福祉課) (地域包括支援センター) |
| | 砺波型福祉のま ちづくり事業 | 地域の福祉課題への関心を高め、課題解決に向けて地域住民が主体的に取り組む活動の地区福祉プランや地域なんでも相談窓口、地域で人と人がつながり合うふれあい型の活動を通して福祉のまちづくりの推進を図ります。 | 市社協 |

| 事業名等 | 事業内容 | 実施主体 (担当課) |
|--------|------------------------|-------------------|
| な 行 | 日常生活自立支援事業 | 市社協 |
| | 認知症カフェ | 市 (地域包括支援センター) |
| | 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業 | 市 (地域包括支援センター) |
| | 認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業 | 市 (地域包括支援センター) |
| | 認知症高齢者等見守り模擬訓練 | 市 (地域包括支援センター) |
| | 認知症サポート一養成講座 | 市 (地域包括支援センター) |
| は 行 | 避難行動要支援者登録制度 | 市 (社会福祉課) |
| | 福祉教育地域指定推進事業 | 市社協 |
| | 福祉サポーター | 市社協 |
| | 福祉総合相談事業 | 市社協 |
| | ふれあい・いきいきサロン事業 | 市社協 |
| | ふれ愛電話事業 | 市社協 |
| | ほっとなみ 安心ポケット事業 | 市社協 |
| | ボランティアフェスティバル | 市社協 |
| ま 行 | ボランティア養成講座 | 市社協 |
| | みまもり配食事業 | 市社協 |
| | 民生委員児童委員 | 市 (社会福祉課) |
| ら 行 | レッツ！ボランティアとなみポイント制 | 市社協 |

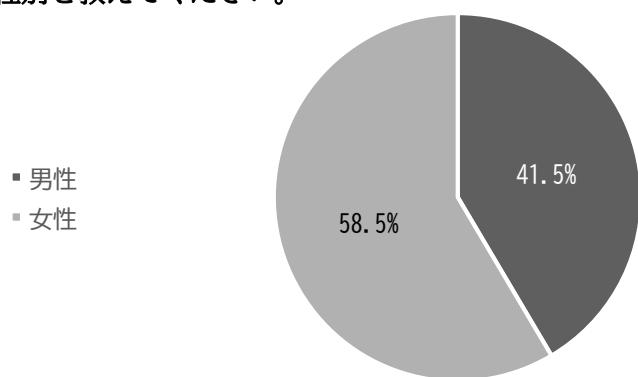
令和7年度砺波市地域福祉計画にかかるアンケート集計

■ I 一般向けアンケート

問1 年齢を教えてください。（令和7年4月1日現在）

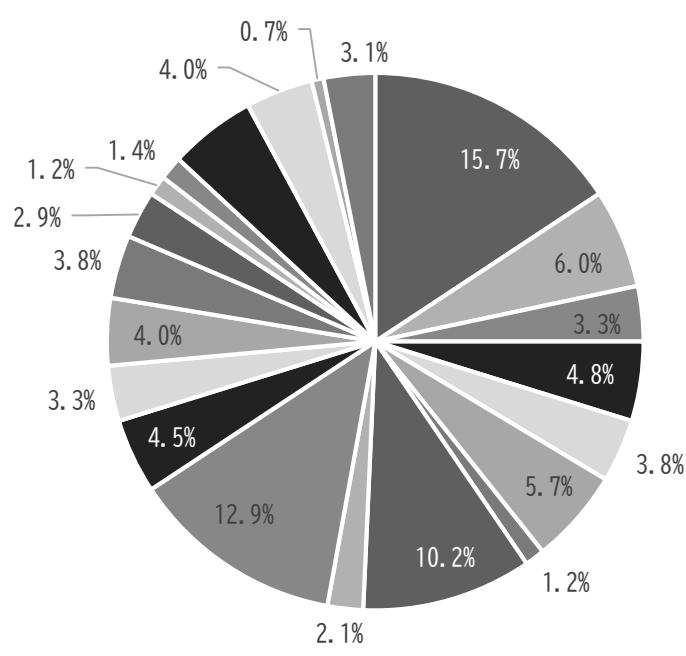


問2 性別を教えてください。

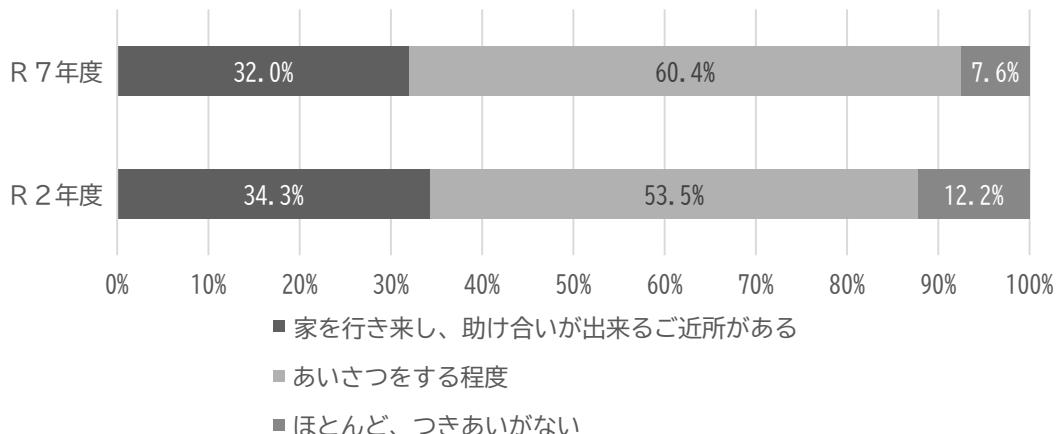


問3 お住まいの地区はどちらですか。

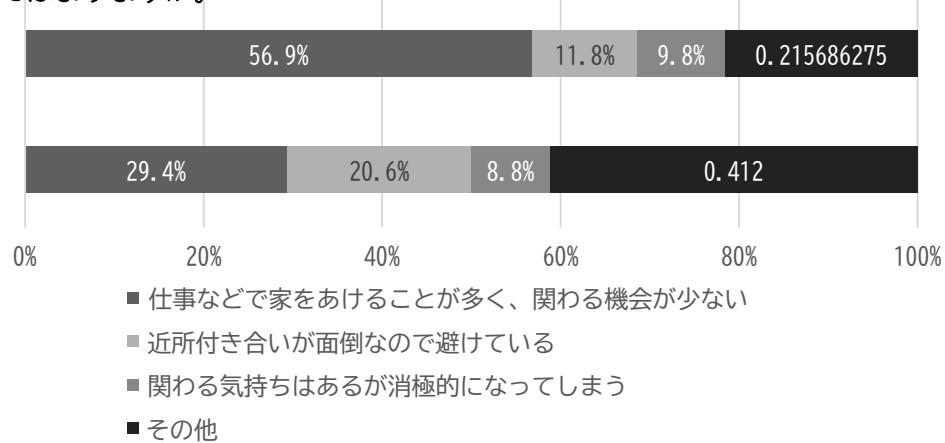
- 出町
- 庄下
- 中野
- 五鹿屋
- 東野尻
- 鷹栖
- 若林
- 林
- 高波
- 油田
- 南般若
- 柳瀬
- 太田
- 般若
- 東般若
- 梅檀野
- 梅檀山
- 東山見
- 青島
- 雄神
- 種田



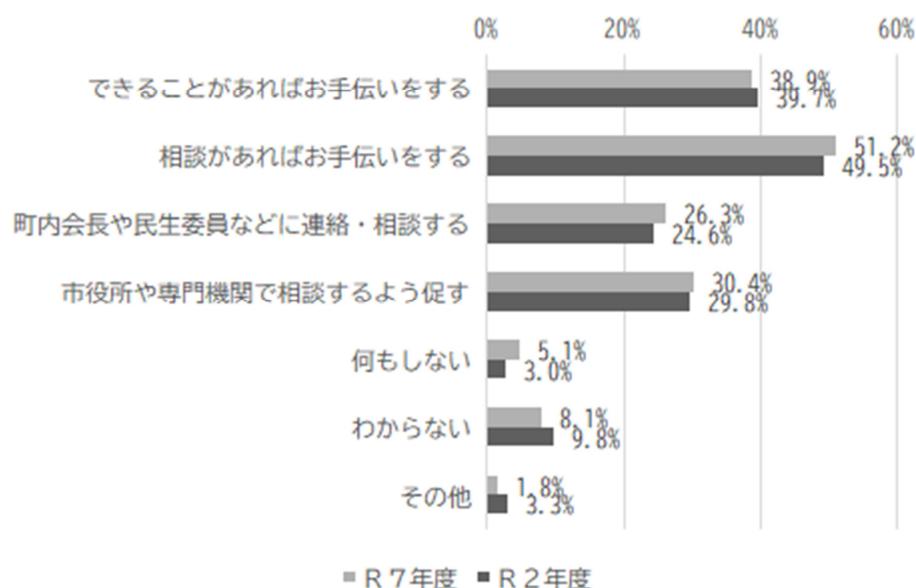
問4 ご近所の方との関係は次のどれに近いですか。



問4－1 問4で「ほとんど、つきあいがない」を選んだ方は、その理由について次のどれにあてはまりますか。



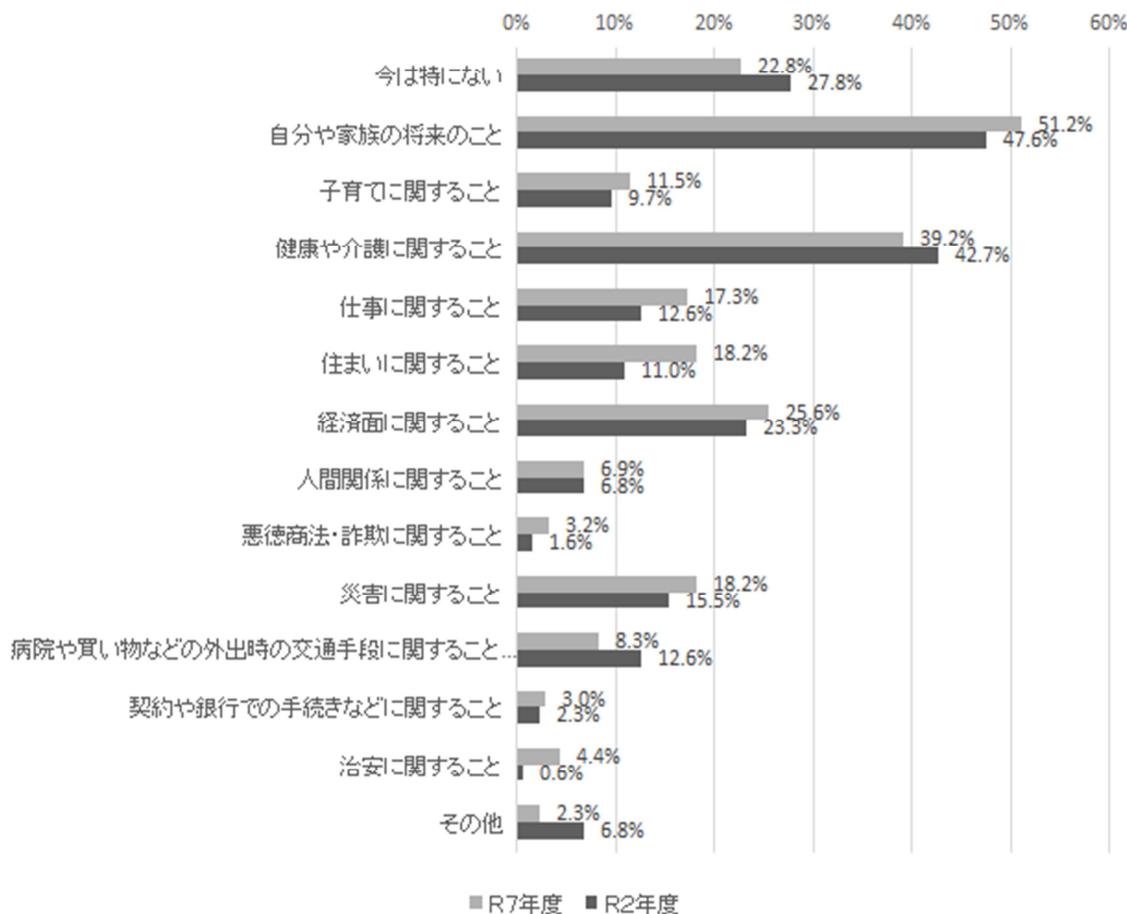
問5 ご近所で高齢者や障がい者、子育てなど困っている世帯があったら、どんな対応をしますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)



〈参考資料)

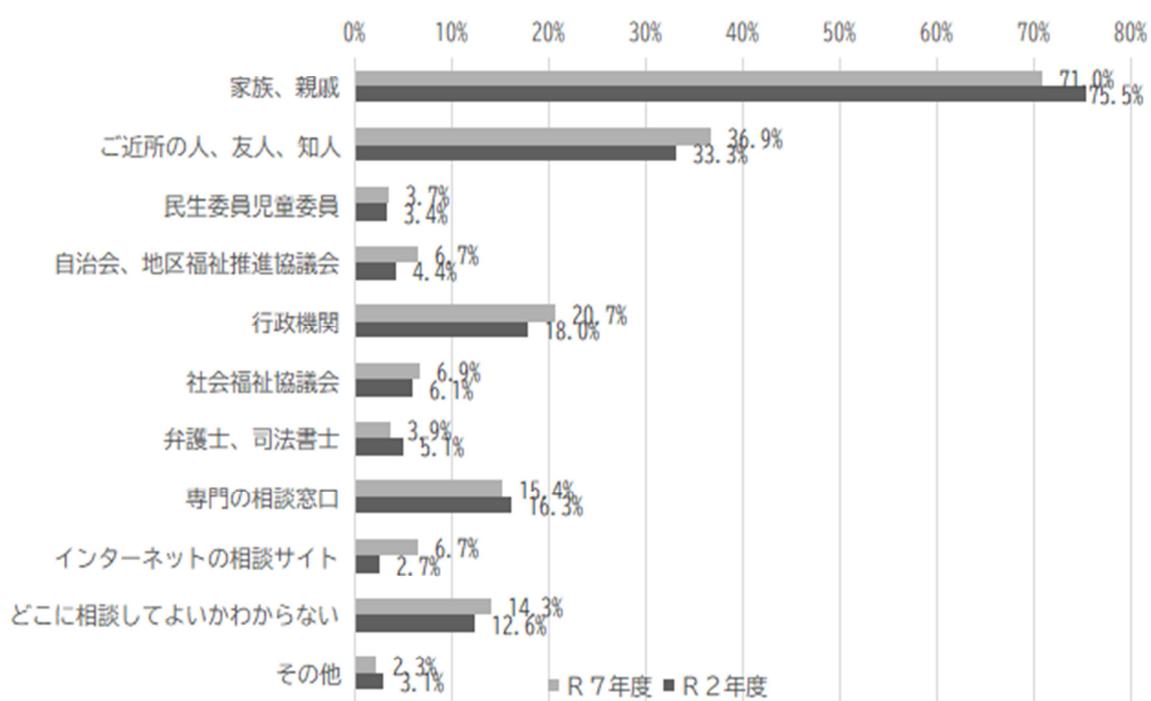
問6 日常生活で悩みや不安を感じていることはありますか。

(特にあてはまるもの3つを選んでください)

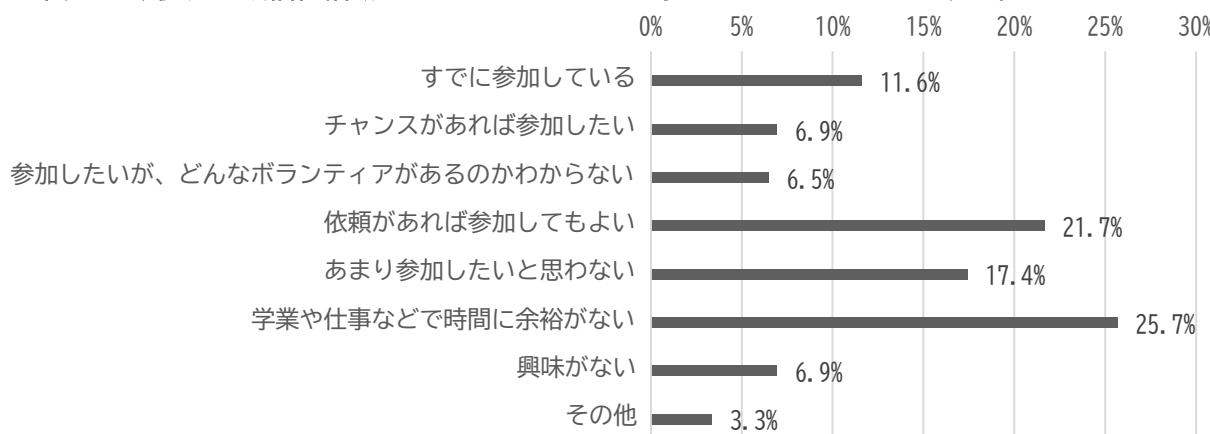


問7 問6の悩みごとを相談するなら、誰（どこ）に相談したいと思いますか。

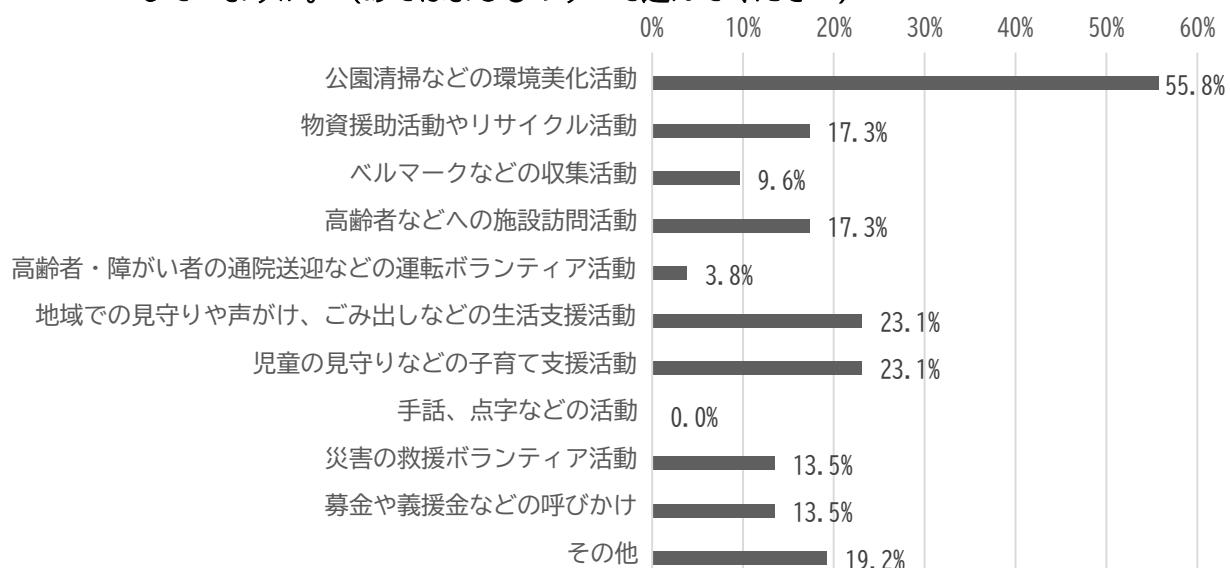
(あてはまるものすべてを選んでください)



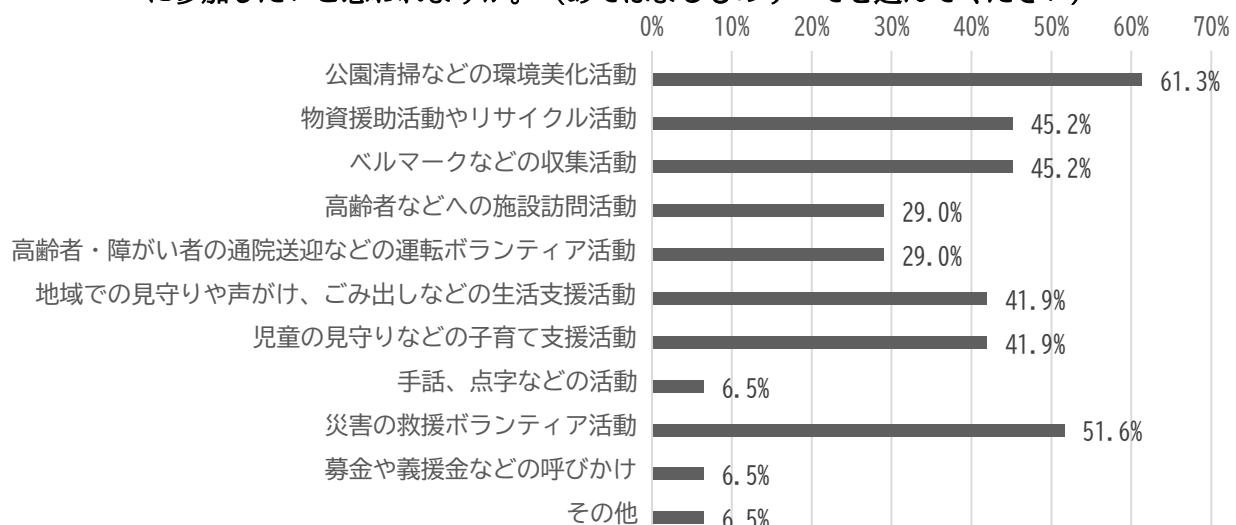
問8 今後、地域福祉活動にボランティアとして参加したいと思われますか。



問8－1 問8で「すでに参加している」を選んだ方は、どんな分野のボランティアに参加していますか。 (あてはまるものすべて選んでください)

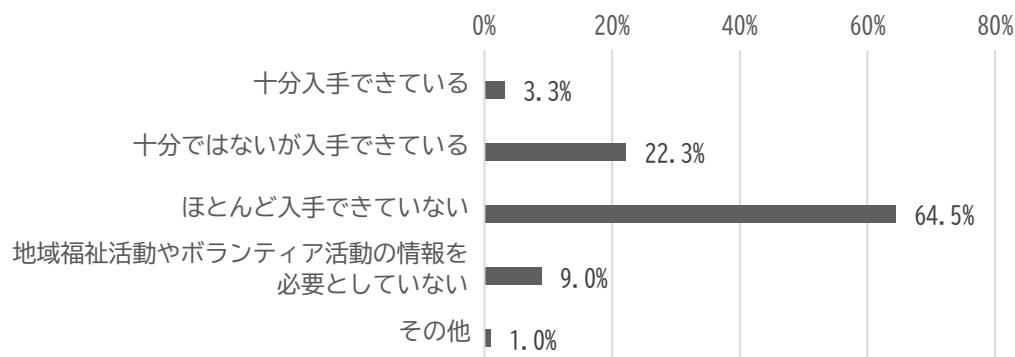


問8－2 問8で「チャンスがあれば参加したい」を選んだ方は、どんな分野のボランティアに参加したいと思われますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)

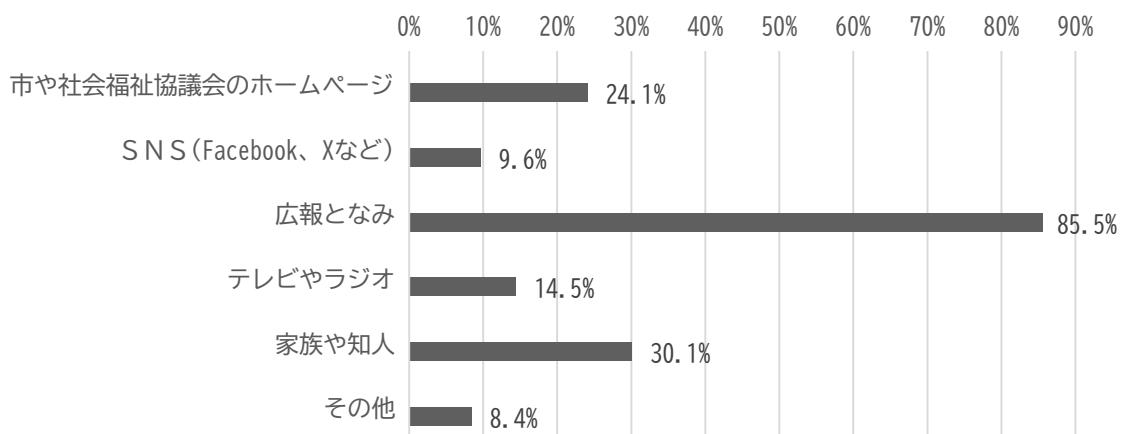


〈参考資料)

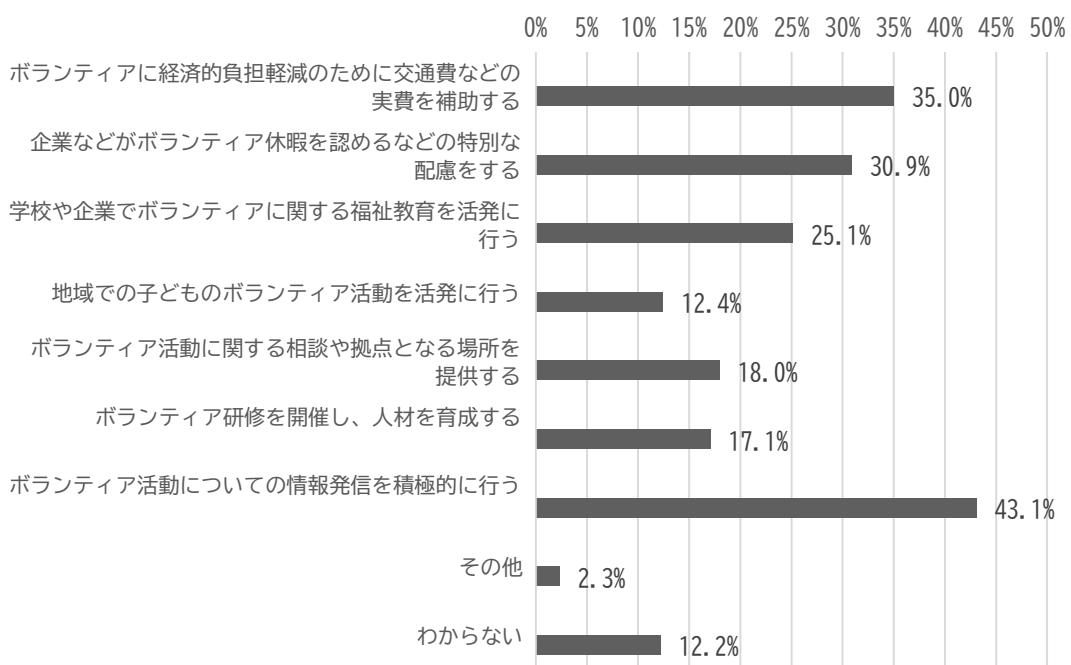
問8－3 地域福祉活動やボランティア活動の情報を、どの程度入手できていると感じていますか。



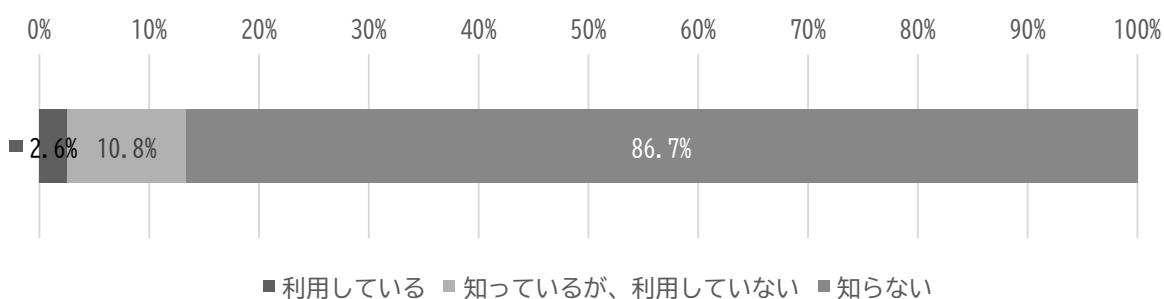
問8－4 問8－3で「十分入手できている」または「十分でないが入手できている」を選んだ方は、どのように入手していますか



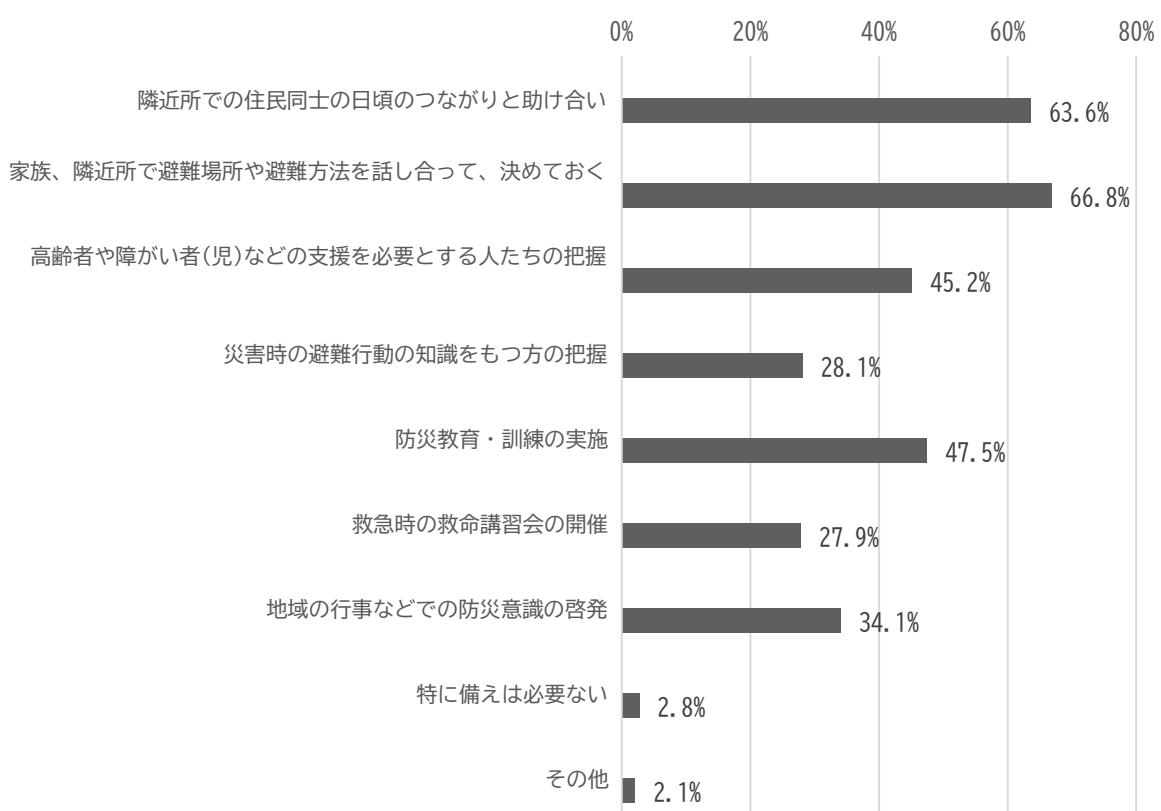
問8－5 ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものを3つまで選んでください)



問8－6 ボランティアポイント制の「レッツボランティアとなみ」や「シニア元気あっぷ
ポイント事業」を知っていますか。



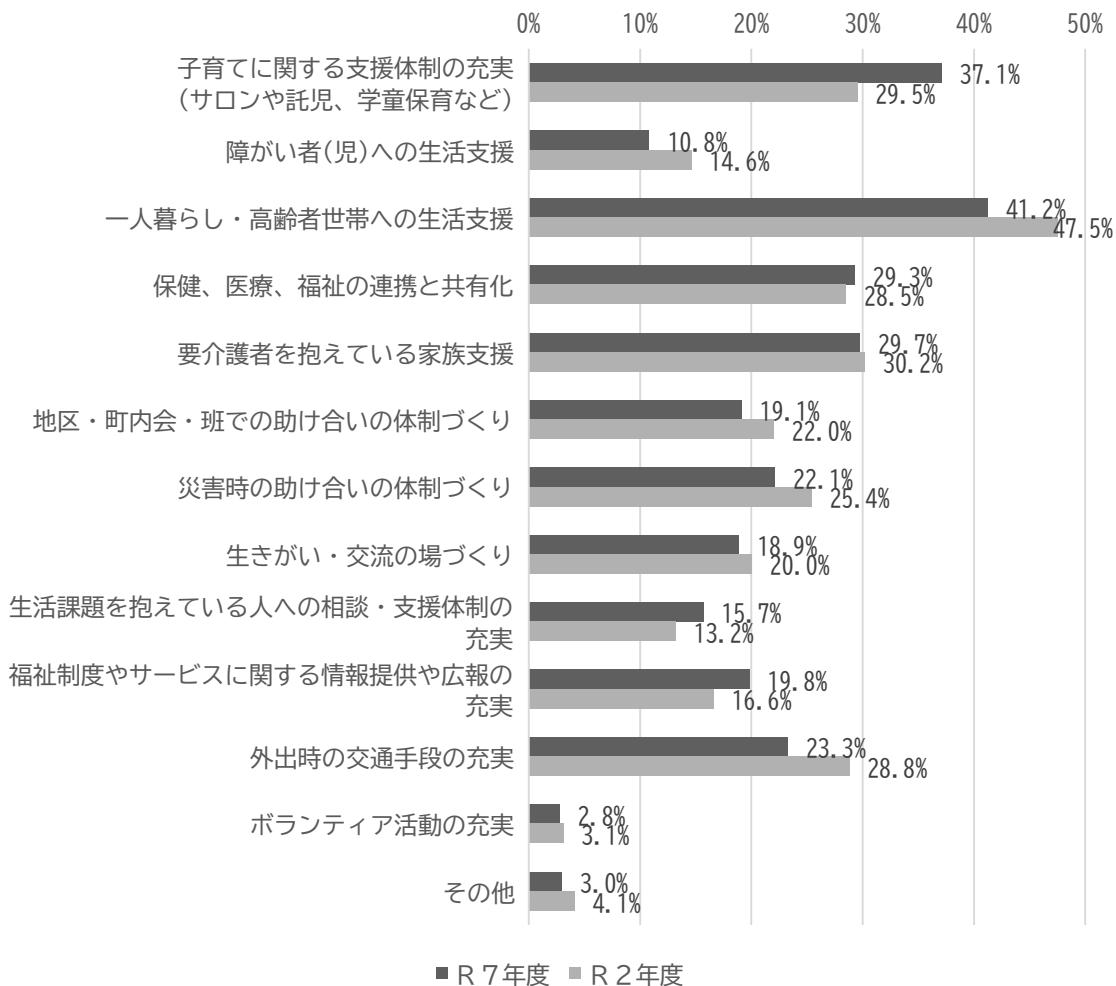
問9 近年、多発している自然災害が発生したときは、地域での支え合いが必要となります。
そのために、どのような備えが必要になると思われますか。
(あてはまるものすべてを選んでください)



〈参考資料〉

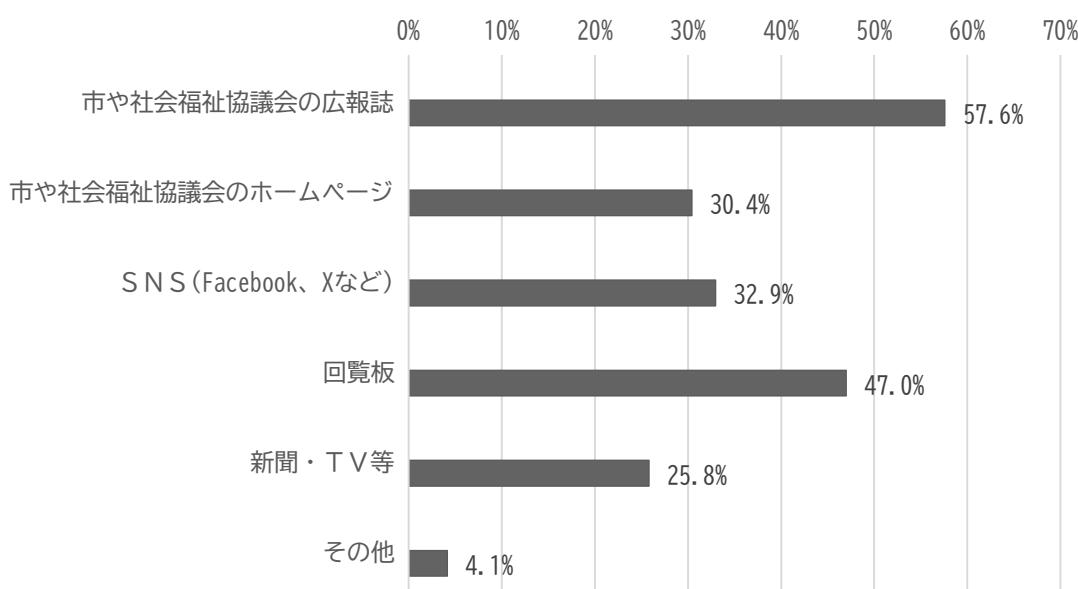
問10 今後、砺波市であたたかい福祉のまちをつくるために、何が必要だと思われますか。

(特にあてはまるものを3つまで選んでください)



問11 福祉の情報の発信に有効なものは何だと思いますか。

(あてはまるものすべてを選んでください)



問12 今後どのような砺波市になってほしいですか。そのために何が必要だと思いますか。

(主な意見)

【子育て支援に関すること】

- ・子育て支援の充実
- ・産前産後サポートの充実
- ・金銭面の負担軽減（給食費、学費の無料）
- ・教育制度の充実
- ・子どもの教育のオープン化
- ・子育て環境の充実（公園、雨の日の子どもの遊び場、室内施設）
- ・学童保育の充実（18時から延長希望）
- ・出町での学童に入れる人数を増やしてほしい
- ・学童に入れない子ども達が気軽に行ける場所がほしい
- ・子育て支援センターや児童館が土・日でも利用したい
- ・長期休みに子どもが気軽に利用できる施設
- ・一時保育の拡充や、病児保育の新設
- ・学校でのトラブルを第三者に気軽に話できる施設

【高齢者支援に関すること】

- ・高齢者が1人でも安心して暮らせる環境整備が必要
- ・介護施設の充実
- ・福祉サービスの充実
- ・介護を必要としている方の家族への支援
- ・社会的弱者への直接的な支援
- ・高齢者への生活支援を充実

【健康づくり・医療に関すること】

- ・無料で運動が出来る場所の充実（無料）
- ・健康・介護予防のため無料（安価）のスポーツクラブ

【障がい児（者）支援に関すること】

- ・障害児への福祉施設が足りていない（わらび学園のみ）
- ・社会的弱者への直接的な支援

【地域との交流に関すること】

- ・交流の場の充実
- ・他人に关心を持ち、優しいまちであって欲しい
- ・日常生活から声掛けできることが大事
- ・日々のご近所付き合いが大事
- ・大人から子どもまで集え、孤独を感じない居場所づくりと、通うための交通手段の確保
- ・若い世代の意見が通るような地域づくり

〈参考資料〉

- ・地域との交流の大切さ
- ・隣近所だけでなく、誰でも声かけ・笑顔で話せる人の意識づくり
- ・人間関係づくりが大切
- ・地域全体が支え合い助け合う思いやりのある優しい地域に
- ・お互いが助け合いながら過ごせたらいいと思う
- ・地域、近所が助け合える市になってほしい

【消防・防災・防犯・災害支援に関すること】

- ・安心して住める町になってほしい
- ・安全で安心できる環境を作つてほしい
- ・非常時や緊急時の行動、必要な物などを発信できる環境
- ・いざ災害が起きたときなどの対処法を共有する場があればいいと思う
- ・素早い情報の共有化と地域への呼び掛け
- ・助けが必要な時に、近所の人が助けてくれる地域づくり
- ・防災対策の充実
- ・災害教育と防災訓練の継続

【相談支援体制の充実に関するここと】

- ・赤ちゃんからお年寄りまで、各ライフステージの悩みに寄り添える仕組みづくりと周知
- ・気軽に相談できる体制の充実
- ・同じ悩みを持つ人と会話ができ、相談できる場が欲しい
- ・居場所や相談しやすい場所を作る
- ・それぞれの困りごと、悩みを拾い上げ、どこへ相談するかを市民が知れるように広報する
- ・子どもから高齢者まで誰でも相談しやすい窓口、困っているときにすぐに対応できる知識
- ・困りごと相談窓口の常設
- ・障害者や高齢者などで分けない、包括的なケア体制の充実
- ・孤立する人のいない町になってほしい

【移動・外出支援に関するここと】

- ・高齢者が病院や買い物へ行く時の交通手段の充実
- ・徒歩で行けるバス停の確保
- ・公共交通機関の充実が必要
- ・チョイソコとなみが町中の支援が拡大できる様に視野を広げていただきたい
(時間制限、各戸の停車)
- ・車がなくても生活できる町
- ・柳瀬地区も市コミュニティバスがあつてほしい
- ・砺波・金沢のバスを早期に復活させてほしい

【その他】

- ・若者が参加できるようなイベントの充実
- ・老若男女集まる憩いの場
- ・商業施設の誘致にも力を入れてほしい
- ・ふらっと寄れるカフェや飲食店などの整備と周知
- ・人口の少ない地域にもスーパーやドラッグストアがほしい
- ・出町商店街（居酒屋、安めのチェーン店増加）の活性化
- ・イオンモールの店舗の充実化をすれば経済も回り賑やかになるのかなと思います
- ・娯楽施設
- ・空き家などの有効活用
- ・安心して働ける（生活できる）環境
- ・企業誘致（国内企業）
- ・散居景観の保全、田舎らしい生活が続いていくことを望んでいます
- ・チューリップのアピール 各家庭、希望する人に自宅の庭に植えてもらう
- ・空き家を解体する費用を助成してほしい
- ・全国的に知名度を上げてほしい、特産物等（物作りを含め）が必要
- ・IターンやUターンを増やし活気ある魅力的な市にしてほしい
- ・給付金やプレミアム商品券の発行の充実
- ・住みよさランキングで再び上位に入るような全国的にみても住みやすい市
- ・情報発信の活性→住民への情報・周知強化（情報の透明化）
- ・駐車場に屋根がある場所がない（高齢者のため必要、スーパー、市役所、市の施設）
- ・ふるさと納税の充実
- ・高齢化にともない○○会などの中・若年層の負担軽減
- ・医療費がかからない市に
- ・移住や子どもに対する思い切った補助、車がない人でも気軽に買い物行ける手段
(チョイソコで満足しない)
- ・チューリップ公園には遊具や涼むような場所があまりない
- ・砺波市LINEから情報発信に貢献してほしい
- ・年寄りにもっとゆっくり優しく説明してほしい

〈参考資料〉

★市や社会福祉協議会に何か要望することはありますか。（主な意見）

【子育て支援に関すること】

- ・学童は、平日、小学校3年生までしか利用できません、学童の利用費も兄弟で利用すると家庭の負担が大きい、他市では6年生まで利用でき、利用費も安価と聞いています
- ・子連れ（乳幼児）で出掛けられる場所（カフェや屋内遊び場）を増やしてほしい
- ・子育て支援が充実してほしい
- ・中学生、高校の冬期間の交通手段をお願いします

【高齢者支援に関すること】

- ・高齢者と子供との接する機会が増えると嬉しい、高齢者施設と保育園・幼稚園との連携を図りイベント等開催していただけたらお互いにいい刺激になると思う
- ・要介護者家族への支援というか話し相手、そんな人たちの茶話会なり何かそんな気の張らない集まりがあつたらいい
- ・高齢者の生きがいづくりの支援をしてほしい
- ・移動販売の充実
- ・高齢者や障害者の買い物支援

【障がい児（者）支援に関すること】

- ・障害児への福祉施設が足りていないと思う（福野のわらび学園）
- ・障害者の買い物支援
- ・発達障害への支援の充実

【消防・防災・防犯・災害支援に関すること】

- ・災害の規模にもよるが、本当に有事の際、市、社協、自主防など機能するのでしょうか訓練と実災害とは別物です、不安に思います
- ・災害が多く今の時代、そのための行政の備蓄の確認をしてほしい
- ・災害時の備蓄品の周知
- ・防災用品購入のための情報発信や、購入しやすい体制づくり

【ボランティアの充実に関すること】

- ・ボランティアフェスティバル等で小さなお子さんお母さんがたくさん集まります
楽しいイベントをまたお願いします
- ・生活に余裕があればボランティアは増えると思う
- ・終活に関する無料講座などのイベントやボランティア活動が実施されると嬉しいです

【相談支援体制の充実に関すること】

- ・気軽に相談できる場所の充実

【移動・外出支援に関すること】

- ・高齢者が増えるので交通手段は必要、バスやチョイソコなどの時間が増えるとよい

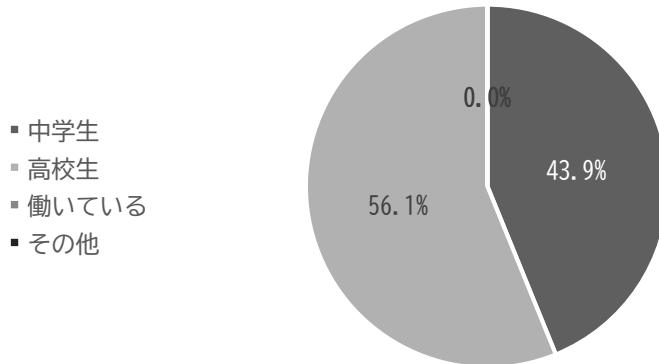
【その他】

- ・子ども食堂での駐車場を増やしてほしい、市からの駐車場の提供
- ・いつも市社会福祉に行ったときに明るく人の話を聞いてくれることが一番心強い、誰にも話が出来なく心がいつも泣いている時に優しく声をかけてくれることで頑張れることがいっぱいあります
- ・各地区ごとに巡回車で高齢者等を送迎し、その地区で会話、お茶、ちょっとした買い物など楽しめる様になればいい
- ・1人暮らしや貧困など問題がますます増えていくので大変だと思います、見逃さない、もれな
い福祉の充実を望みます
- ・産後ケアは宿泊型にしてほしい、子と離れて熟睡したりママたちと話したい
産後すぐに人を入れるのは抵抗もある、産後ヘルパーが7か月で保育園に入ったら使えないと言
われた、保育園に入ってからが本当はヘルパーさんに来てほしいのに残念、むしろ子育てヘル
パーとして3歳位まで使えるようにすれば助かるママたちも多いと思う
- ・道路の補修をしてほしい、部分の補修ではなく、全面舗装してもらえると、転ぶ人、車椅子の
人、歩行困難な人も安心して歩ける
- ・砺波駅のバリアフリー化、ホームに行くのに外から入れるのは不便、ホームにエレベーター
を設置してほしい
- ・車イスなど無料で借りることが出来ることを知らない人がいます
- ・社会福祉協議会は何をするところか知らない、活動が見えない、必要になる前に市民が分かっ
ていると安心できるのではないでしょか
- ・消防団員の確保

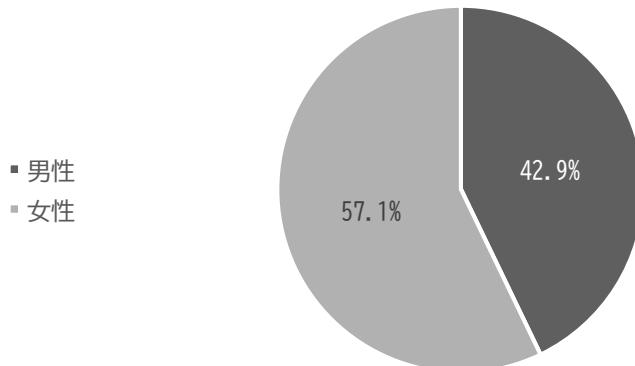
〈參考資料〉

■若者(18歳以下)アンケート

問1 在学中ですか、職業についていますか。 (令和7年4月1日現在)

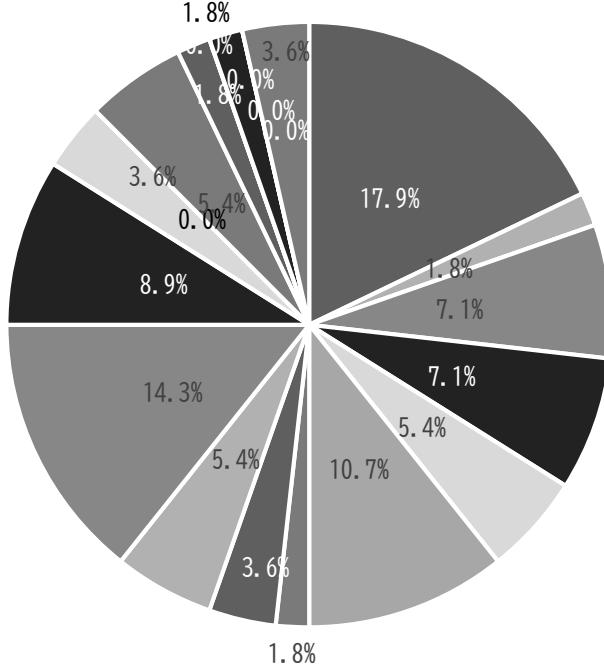


問2 性別を教えてください。

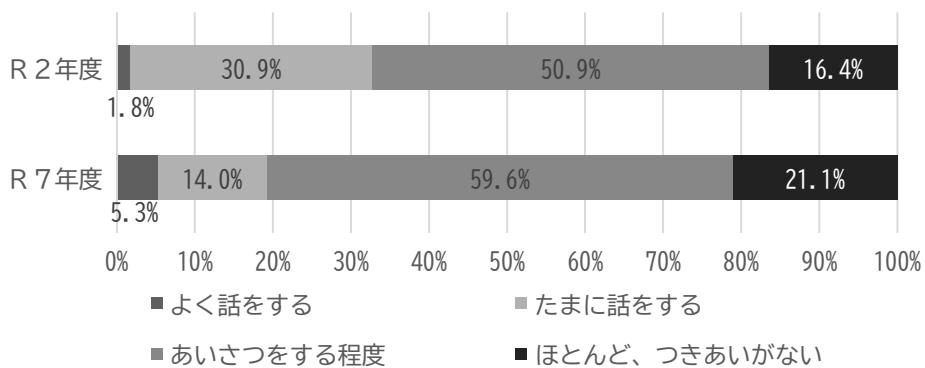


問3 お住まいの地区はどちらですか。

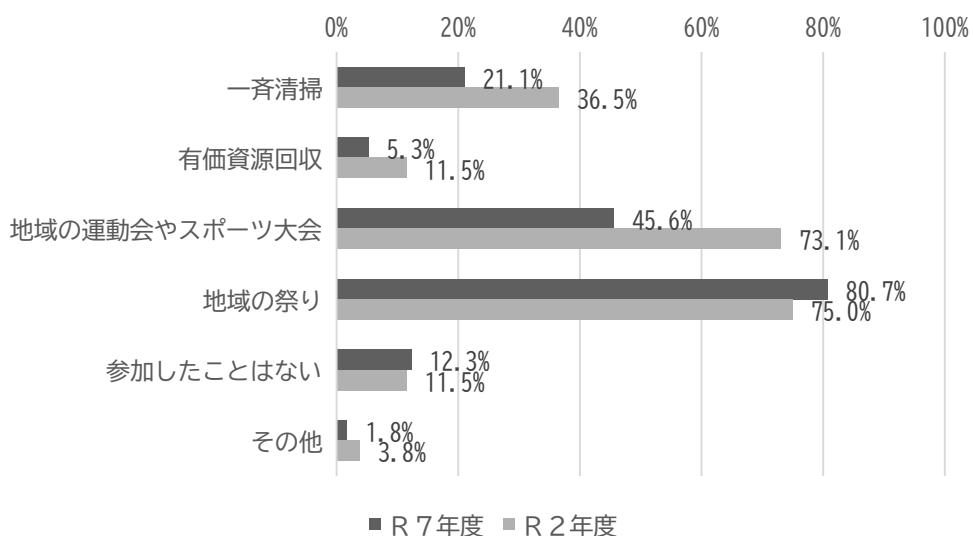
- 出町
 - 庄下
 - 中野
 - 五鹿屋
 - 東野尻
 - 鷹栖
 - 若林
 - 林
 - 高波
 - 油田
 - 南般若
 - 柳瀬
 - 太田
 - 般若
 - 東般若
 - 梅檀野
 - 梅檀山
 - 東山見
 - 青島
 - 雄神
 - 種田



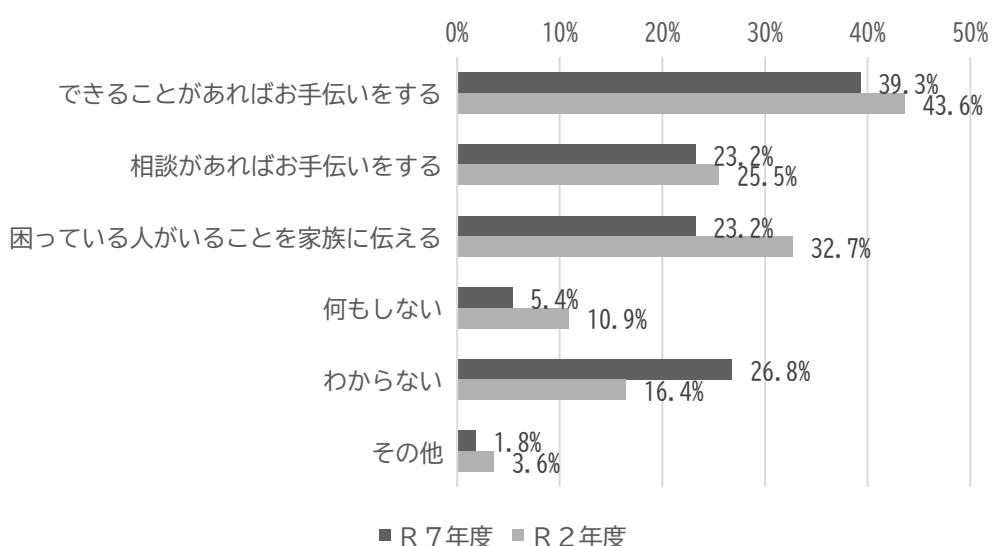
問4 ご近所の方と、どのようなつきあいをしていますか。



問5 次のような町内・地域行事に参加したことがありますか。（あてはまるものすべてを選んでください）

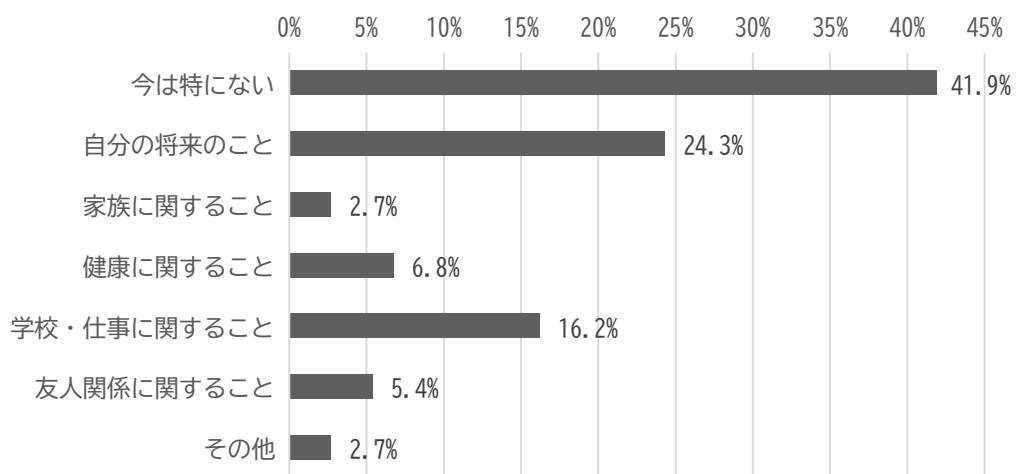


問6 ご近所で高齢者や障がい者、子育てなどに困っている人がいたら、どんな対応をしますか。（あてはまるものすべてを選んでください）



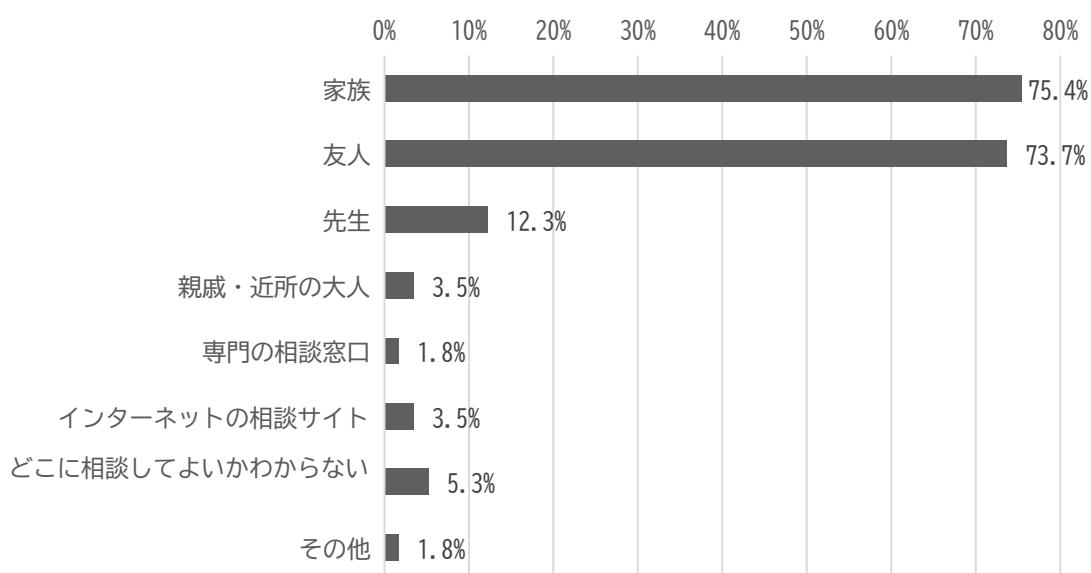
（参考資料）

問7 日常生活で悩みや不安を感じていることはありますか。

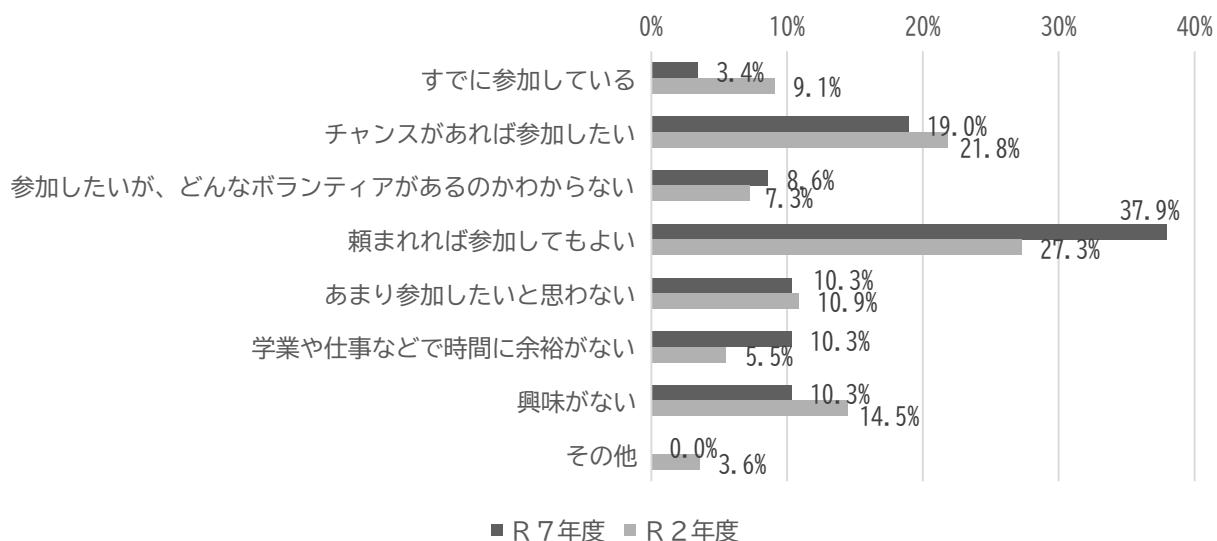


問8 悩みや不安があるときは、誰（どこ）に相談したいと思いますか。

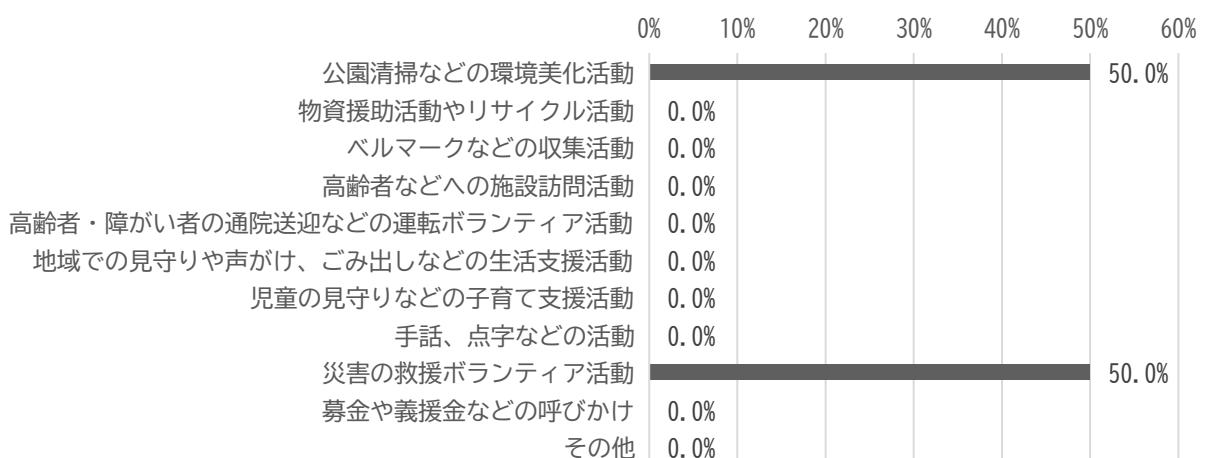
（あてはまるものすべてを選んでください）



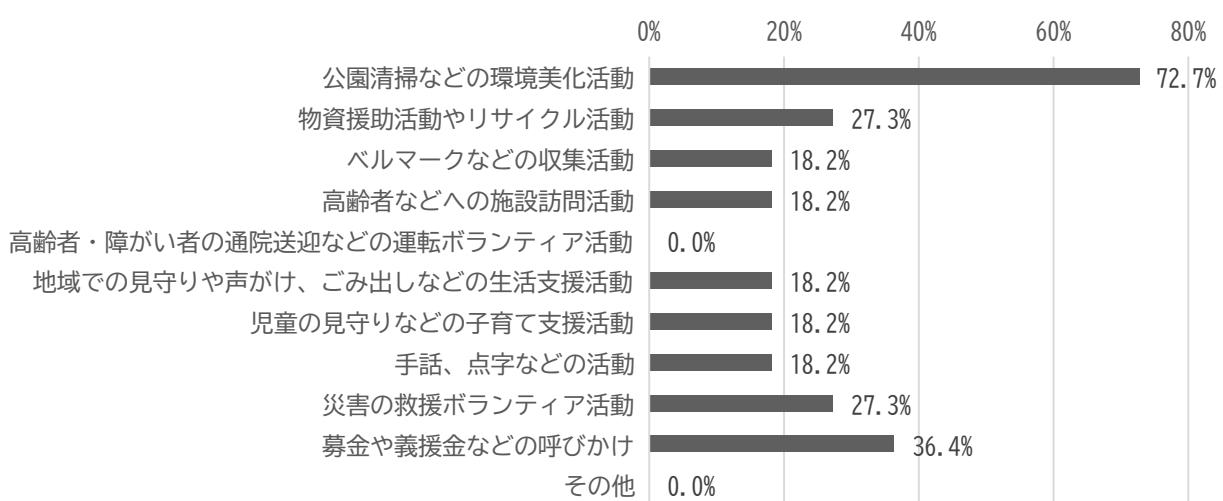
問9 今後、地域福祉活動にボランティアとして参加したいと思われますか。



問9－1 問9で「すでに参加している」を選んだ方は、どんな分野のボランティアに参加していますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)

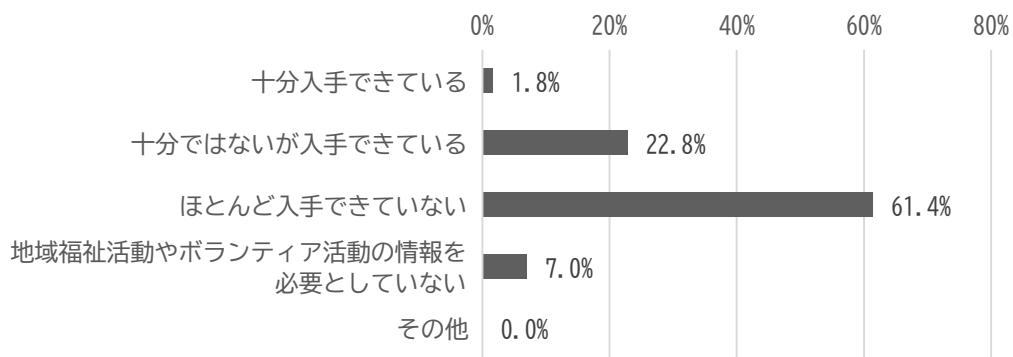


問9－2 問9で「チャンスがあれば参加したい」を選んだ方は、どんな分野のボランティアに参加したいと思われますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)

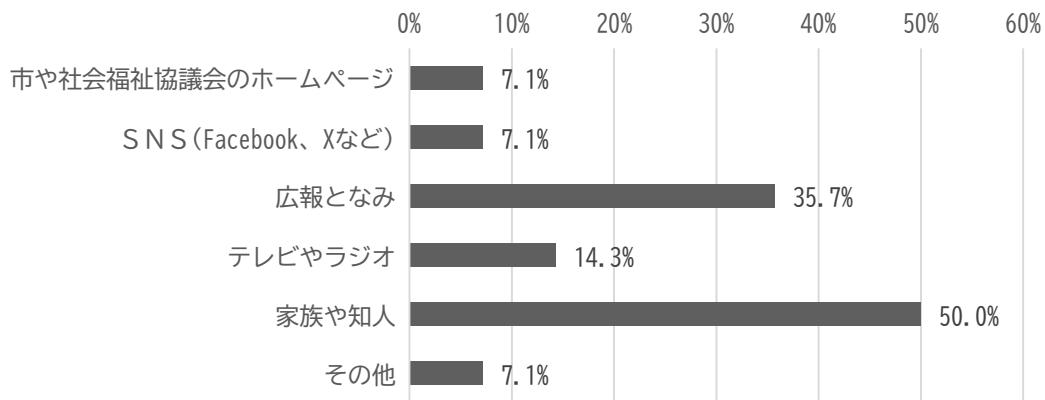


〈参考資料)

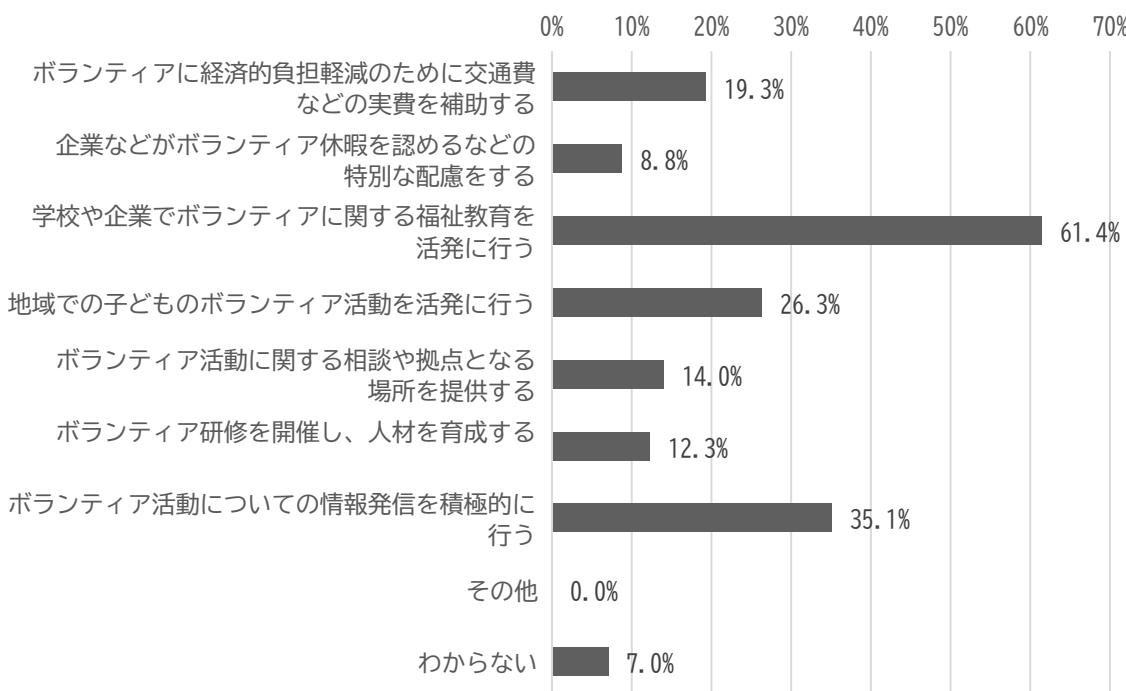
問9－3 地域福祉活動やボランティア活動の情報を、どの程度入手できていると感じていますか。



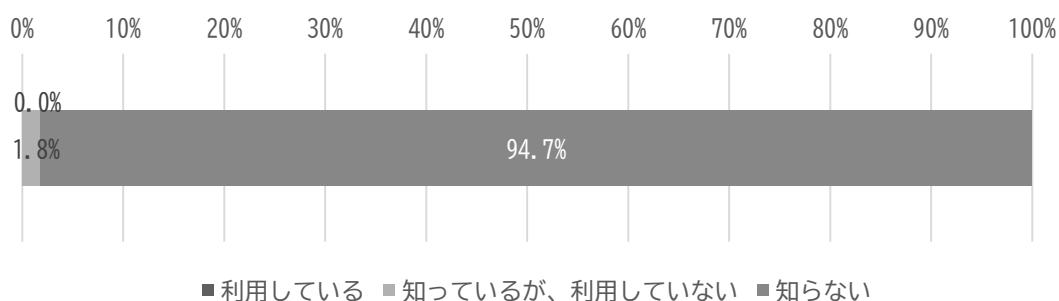
問9－4 問9－3で「十分入手できている」または「十分ではないが入手できている」を選んだ方は、どのように入手していますか。



問9－5 ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものを3つまで選んでください)

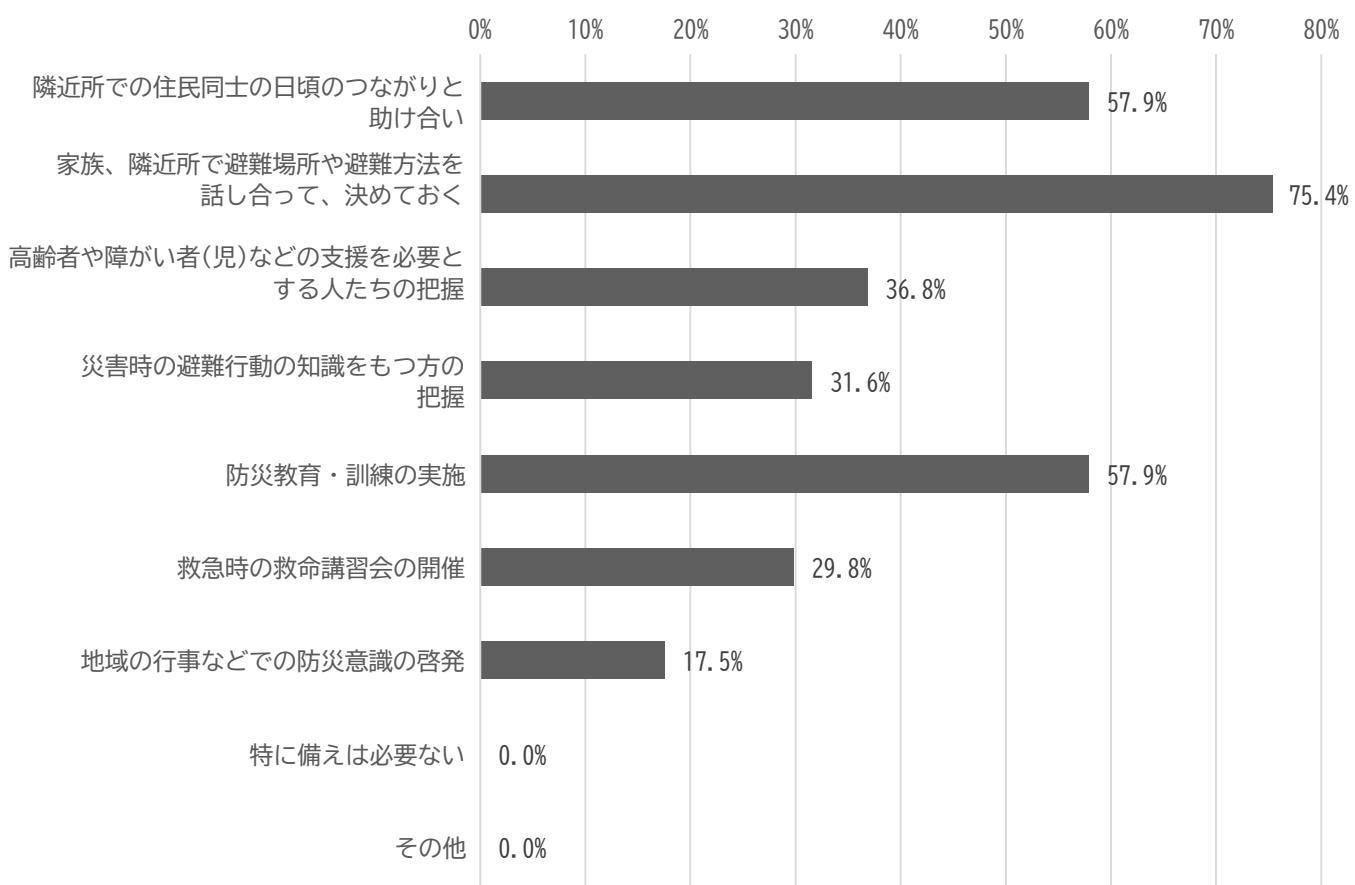


**問9－6 ボランティアポイント制の「レッツボランティアとなみ」や「シニア元気あっぷ
ポイント事業」を知っていますか。**



問10 近年、多発している自然災害が発生したときは、地域での支え合いが必要となります。そのために、どのような備えが必要と思われますか。

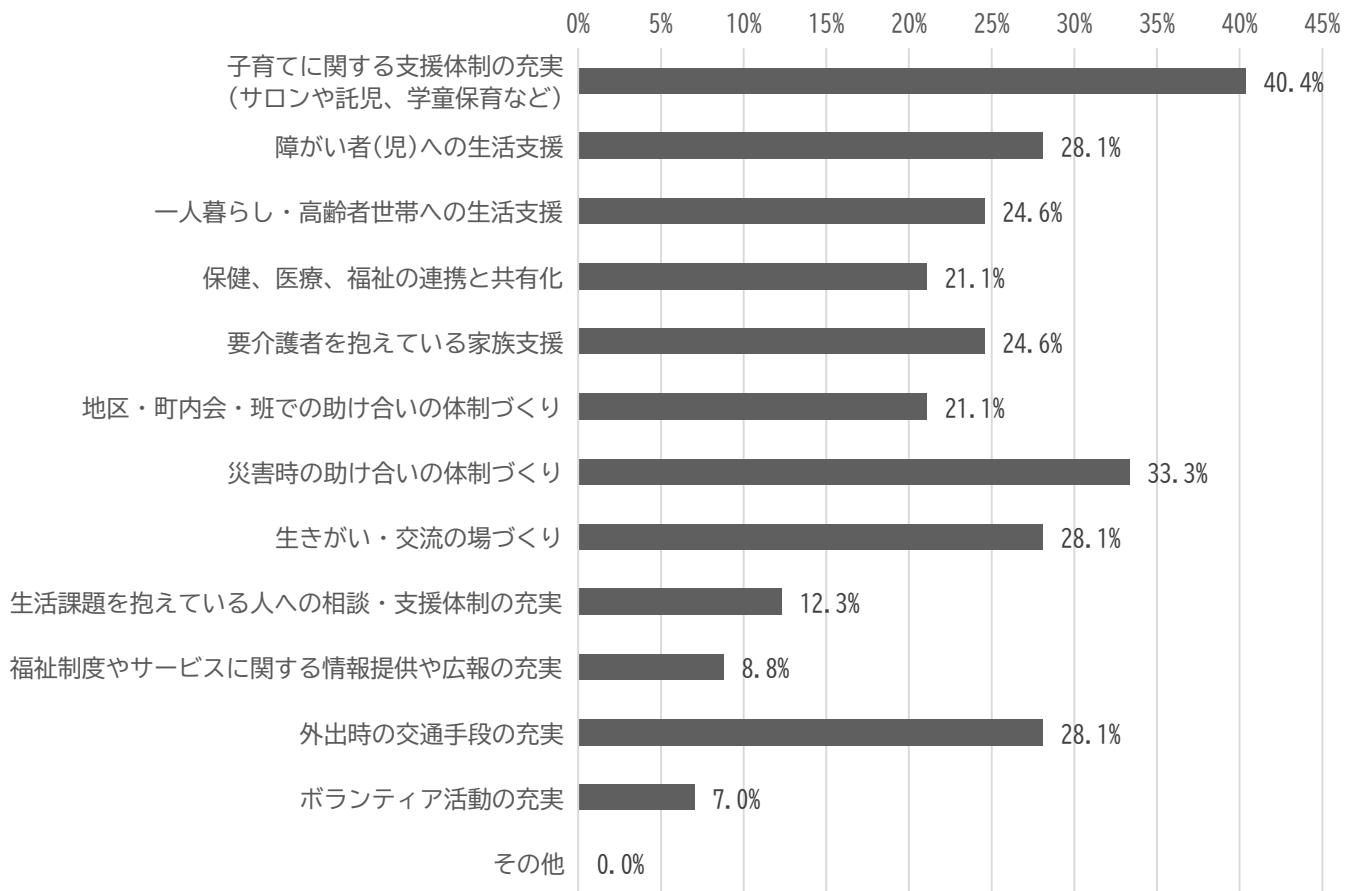
(あてはまるものすべてを選んでください)



（参考資料）

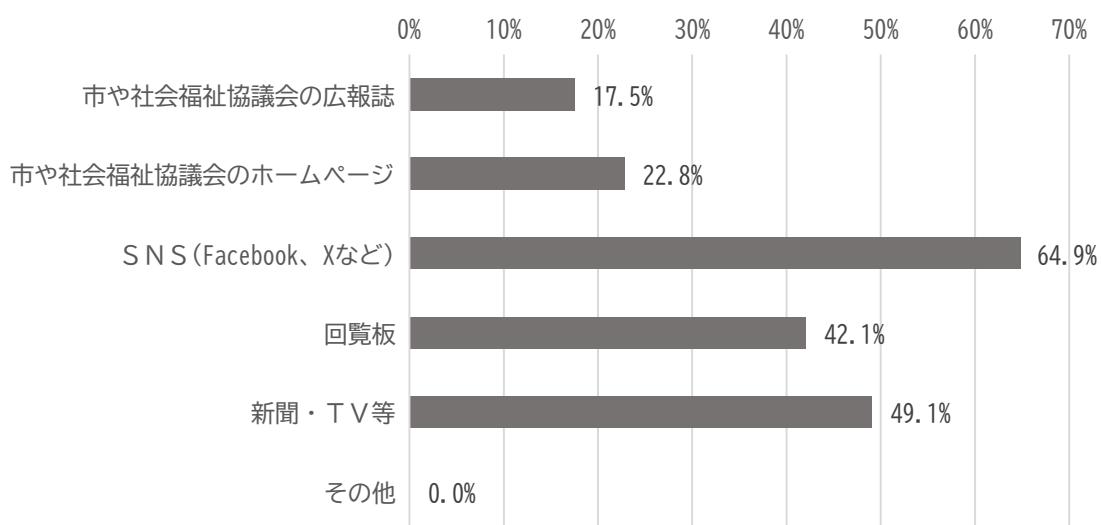
問11 今後、砺波市であたたかい福祉のまちをつくるために、何が必要と思われますか。

（特にあてはまるものを3つまで選んでください）



問12 福祉の情報の発信に有効なものは何だと思いますか。

（あてはまるものすべてを選んでください）



問13 今後どのような砺波市になってほしいですか。そのために何が必要だと思いますか。

(主な意見)

【子育て支援に関するここと】

- ・子育てをする人に優しい砺波市になってほしい

【障がい児（者）支援に関するここと】

- ・障がいのある人と、交流できる場を設けていくことが大切だと思います
- ・段差を少なく、店などの通路を広くする

【地域の交流に関するここと】

- ・地区ごとの交流
- ・若い人も住みやすく、若い人が地域の人と交流ができるように、地域との交流の場を作る必要だと思う
- ・若い世代から高齢者まで、日頃から交流できる機会を増やすことが必要だと思う
- ・一人ひとりの思いやり、支え合いができる明るい町になってほしい
- ・年代に関わらず助け合うことが重要だと思う

【消防・防災・防犯・災害支援に関するここと】

- ・防災訓練や避難方法・場所の確認をしたりすると良い
- ・災害に対する訓練を行い、地域での関わりを深めることが大事だと思う
- ・災害への対策をしっかりとおく
- ・高齢者や子供が安全に歩けるよう、街灯を増やすことが必要だと思います

【移動・外出支援に関するここと】

- ・交通手段の充実（冬場や雨の時は自転車にのれないため）
- ・電車でICカードを使えるようになってほしい

【その他】

- ・観光資源があれば人口及び観光客が増え今よりさらに活気ある市になると思う
- ・人のつながりが実感できる砺波市になってほしい、交流イベント等を開催、告知が必要
- ・意味のある伝統を守り、意味のない伝統を捨てることのできる砺波市になってほしい
- ・A Iで業務を削減して、日常生活に潜む諸課題を発見できる余裕が必要
- ・こども食堂等で交流できる機会を増やす
- ・S N Sに発信
- ・みんなが健康でいられるように、ゆるスポーツを増やして活発にすればいいと思います
- ・不登校の児童数が増えているので、児童やその家族の様々な要望に合わせた教育現場の充実が必要だと思います
- ・中高生も楽しめるような屋外施設があつたらよいと思う

★市や社会福祉協議会に何か要望することはありますか。（主な意見）

【地域の交流に関すること】

- ・地域の人と話す機会を増やす

【その他】

- ・若い世代が興味のあるイベントをしてほしい（K-POPライブなど）
- ・アンケートはGoogleform等のウェブサービスを使われた方が楽かもしれません
- ・学校などで高齢者、障害者を知る機会やふれあいなどを作るとよい